

船橋の教育 2020

—船橋市教育振興基本計画—

～ふるさと船橋を愛する

心豊かでたくましい人づくり～

令和 2 年 (2020 年) 3 月

船橋市教育委員会

はじめに

本市は、昭和 12 年（1937 年）に市制を施行して以来、都心から近い地理的優位性、発達した鉄道網、充実した商業施設による高い生活の利便性や、貴重な干潟である三番瀬、北部地域を中心とした緑豊かな自然環境に恵まれ、賑わいある都市として発展してきました。平成 15 年（2003 年）には県内初の中核市への移行を果たし、現在は人口が 63 万人を超える全国でも有数の都市へと成長してまいりました。

本市教育委員会では平成 22 年（2010 年）に、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」をまちづくりの目標とした「船橋市総合計画」における教育分野からのアプローチとして、教育基本法に基づき「船橋の教育-教育振興ビジョン及び教育振興基本計画」を策定いたしました。この計画は、社会の中で様々な考え方や文化的背景をもつ人々と協調し自立できる子供を育成し、またそのための教育環境の整備に努めるとともに、学校・家庭・地域の連携を基盤とした地域の教育力を高め新たな地域コミュニティの構築することを目標とするもので、平成 27 年（2015 年）には、教育を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の見直しを行い現在に至っています。

これらの計画期間内の主な取組として、学校教育の分野では、小学校へのスクールカウンセラーの配置や小・中学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣による学校教育相談体制の充実、学校司書の配置や蔵書数が国標準の充足率 100%に到達するといった学校図書館の充実、小・中学校へのデジタル教科書の導入や中学校への電子黒板の整備等による ICT 環境の充実、外国語指導助手（ALT）の派遣をはじめとする小中一貫英語教育や主権者教育の推進、自校調理場方式及び A・B メニューの選択方式の学校給食の更なる充実、普通教室への空調設備の整備や新設小・中学校の建設に向けた取組などが挙げられます。

また、生涯学習の分野でも、市立図書館への指定管理者制度の導入や、取掛西貝塚の国史跡指定に向けた学術調査等の取組、パラスポーツ協議会の設置や障害者スポーツの普及・啓発、本市をホームタウンとする「千葉ジェットふなばし」や「クボタスピアーズ」等と連携した地域交流の推進等に取り組み、これらの教育施策を、総合的かつ計画的に推進してまいりました。

今後の社会は、健康寿命の伸長に伴う「人生 100 年時代」を迎えようとしており、また、「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいくものと予想されています。

激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するために、教育の使命とは、国家や社会を担う人格、能力及び資質を備えた人材を育成すること、市民一人一人が生涯にわたって心身ともに豊かな生活を送ることができるように学習の機会を提供することであると考え、市民の皆様とともに教育行政を進めてまいります。

令和 2 年（2020 年）3 月

船橋市教育委員会

目次

第1章	計画の概要	2
1.	計画策定の趣旨	3
2.	計画の位置付け	5
3.	計画の構成と期間	6
第2章	教育振興ビジョン	7
1.	船橋の教育目標	8
2.	教育目標実現のための基本方針	10
第3章	前期基本計画	21
1.	施策の体系	22
2.	基本方針1 生涯学習の推進を図ります	28
3.	基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります	49
4.	基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります	55
5.	基本方針4 豊かな心を育成し社会性を高めます	66
6.	基本方針5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります	75
7.	基本方針6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります	80
8.	基本方針7 ニーズに応じた支援の充実を図ります	85
9.	基本方針8 質の高い教育環境を整備します	92
	参考資料	101

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

科学技術の進歩、情報化、グローバル化、少子高齢化など教育をめぐる環境は大きく変化し、家庭や地域社会での教育力、子どもの学ぶ意欲や問題行動などの教育に対する課題が指摘される中、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ国際社会の平和と発展に貢献できるよう平成 18 年（2006 年）に教育基本法が改正されました。

改正された法の理念を実効あるものとするため、国、地方公共団体においては、教育の振興に関する取組の全体像を明らかにして教育施策を推進する「教育振興基本計画」を定めることが求められ、本市においては、平成 22 年（2010 年）に「船橋の教育－教育振興ビジョン及び教育振興基本計画－」（計画期間平成 22 年度（2010 年度）～平成 26 年度（2014 年度）。以下「平成 22 年船橋市教育振興基本計画」といいます。）を策定し、10 年後を見据えた教育の姿として次の教育目標を掲げ、その実現に向け教育行政を展開してきました。

平成 22 年船橋市教育振興基本計画における本市の教育目標

- 地域の教育力の向上を図り生涯学習社会を実現する
- 社会の中で協調し自立できる子供を育成する

平成 27 年（2015 年）には、「船橋の教育－教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画－」（計画期間平成 27 年度（2015 年度）～令和元年度（2019 年度）。以下「平成 27 年船橋市教育振興基本計画」といいます。）を策定し、東日本大震災の教訓を道徳教育に生かす事業や情報セキュリティの確立と個人情報の管理を重視した事業などの新規事業の計上や、前計画の成果を踏まえた施策の体系の見直しを行い、引き続き教育目標の実現を目指し、教育行政を推進してきました。

また、同年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けて、市長と教育委員会で総合教育会議を開催し、「平成 27 年船橋市教育振興基本計画」を確実に推進することを基本とした上で、下記の特に留意する 4 つの取組を推進する「船橋市教育大綱」を策定して、本市における教育の更なる充実を図ることとしました。

船橋市教育大綱における留意する 4 つの取り組み

【社会状況の変化を受けて力を入れていく取り組み】

- ① 経済的に困難な状況の子供たちへの学習機会の拡充
- ② 主権者教育の研究と導入

【子供たちと船橋とのつながりをより一層強化していく取り組み】

- ① 「ふるさと船橋」への思いの育み
- ② 学校教育と社会教育の連携

これら教育行政の推進に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、毎年度、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果、評価 A の割合が 88%¹と、一定の成果を挙げています。

一方、国においては、グローバル化²や人工知能 (AI)³をはじめとする技術革新が急速に進む中、予測が困難な時代にあっても社会の変化に受け身に対応するだけでなく、主体的に向き合って関わり合い、自ら新しい社会の在り方を形作っていくことが出来るために必要な資質・能力を学校教育で子供たちに育めるように、平成 29 年(2017 年)に告示された学習指導要領⁴では、「何ができるようになるか」⁵を明確化し、「何を学ぶか」⁶「どのように学ぶか」⁷が具体化され、小学校では令和 2 年度(2020 年度)から、中学校では令和 3 年度(2021 年度)から順次、施行されます。

更に、平成 30 年度(2018 年度)には、教育基本法第 17 条の規定に基づき、国の第 3 期「教育振興基本計画」(計画期間平成 30 年度(2018 年度)～令和 4 年度(2022 年度))が閣議決定され、改正された学習指導要領の内容を反映させるとともに、人生 100 年時代⁸や超スマート社会 (Society5.0)⁹の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとの考え方の下、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育施策の方向性が示されました。

このような本市の状況と国の動向から、社会の変化に対応し、更なる教育行政の推進を図るため、新たな「船橋の教育 2020－船橋市教育振興基本計画－¹⁰」(以下「本計画」といいます。)を策定することにしました。

-
- 1 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(平成 30 年度実施事務事業対象)」より。
 - 2 グローバル化：情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義がいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。
 - 3 人工知能 (AI)：言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。
 - 4 学習指導要領：教育課程の基準として文部科学大臣が告示するもの。学習指導要領は、どのような教科や活動を、どの学年で、どのように教育するかについての国の基準を示している。各学校は、教育課程を編成するに際して、地域や各学校の実態、児童生徒の発達と特性を考慮するとともに、学習指導要領に準拠するよう要求されている。
 - 5 育成を目指す資質・能力を「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養の 3 つの柱に整理するとともに、全ての教科等の目標や内容についてもこの 3 つの柱に基づき再整理している。
 - 6 小学校の外国語教育の教科化など、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目を新設し、各教科等で育む資質・能力を明確化し目標や内容を見直している。
 - 7 主体的・対話的で深い学び (アクティブラーニング) の視点から学習過程の質的改善を図っている。
 - 8 人生 100 年時代：多くの人々が 100 年以上生きることが当たり前となる時代。
 - 9 超スマート社会 (Society5.0)：①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上 5 番目の新しい社会。ICT を最大限に活用し、サイバー空間と現実世界とを融合させた取組により、社会の至るところで新たな価値が生み出され、人々に豊かさをもたらす社会。
 - 10 船橋市教育振興基本計画：平成 22 年及び平成 27 年船橋市教育振興基本計画では「教育振興ビジョン」と「教育振興基本計画」に分けていたが、本計画では「教育振興ビジョン」を「教育振興基本計画」に含めることとした。

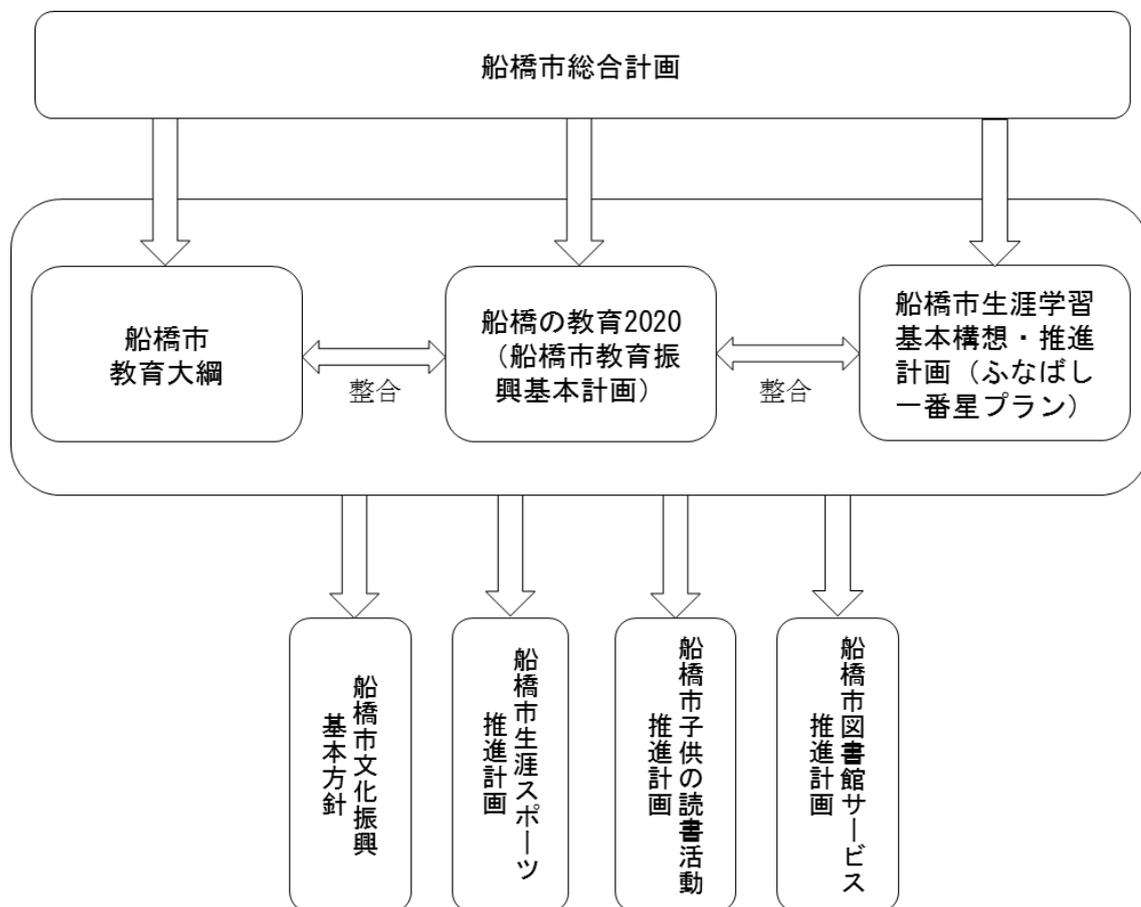
2. 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けられるものです。

また、本市では船橋市総合計画後期基本計画「ふるさとふなばしプラン 2020」（以下「船橋市総合計画」といいます。）を策定しており、本計画は船橋市総合計画のうち、教育に関する個別計画としても位置付けられます。

本計画は、生涯学習の視点から策定された「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」や、市長が策定した「船橋市教育大綱」と整合を図りながら策定しています。

【各計画の関係イメージ図】



《参考》 教育基本法 (教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3. 計画の構成と期間

本計画は、「教育振興ビジョン」及び「基本計画」から構成されています。

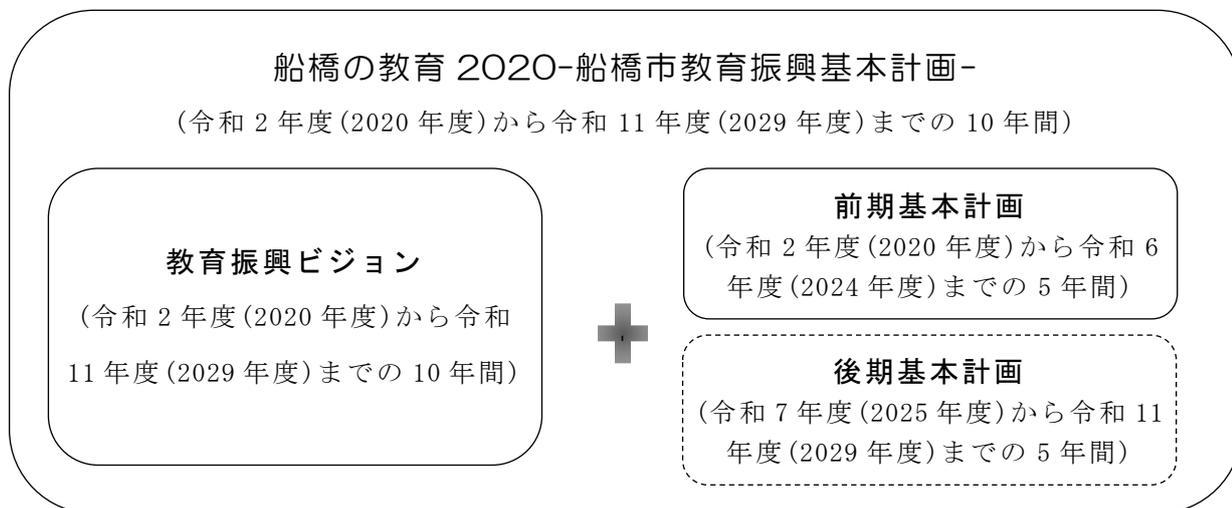
「教育振興ビジョン」は、本市の教育目標を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、本市における教育行政の運営の指針とするもので、令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間の長期展望としています。

また、「基本計画」は、教育振興ビジョンの10年間のうち、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの前半5年を前期基本計画の計画期間として、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの後半5年を後期基本計画(現時点では未策定)の計画期間として位置付け、教育振興ビジョンの実現のための基本的な施策を体系的に定めた中期計画としています。

なお、令和3年度(2021年度)を初年度とする新たな船橋市総合計画の策定を予定していることから、策定後の船橋市総合計画と本計画とに不整合が生じた場合には、両者の整合を図るため、本計画の見直し等を行います。

そのほかに、計画の推進に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検・評価を実施します。

【計画の構成イメージ図】



※後期基本計画は、現時点では未策定です。

第 2 章 教育振興ビジョン

1. 船橋の教育目標

船橋市が今後 10 年を通じて目指すべき教育の姿として、次の 2 つの目標を設定し、教育行政を推進します。

生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する

「生涯学習社会」とは、市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を指します。

令和元年 5 月に公表された本市の「人口推計調査報告書」(以下「人口推計」といいます。)によると、本市の老年人口、特に 75 歳以上の後期高齢者については、団塊世代の高齢化を受けて平成 30 年(2018 年)の 7.4 万人から令和 10 年(2028 年)には 10.2 万人と急増し、市民全体の 15.5%が後期高齢者となることを見込まれます。

健康寿命の伸長に伴い、現在の社会において、人生をより豊かに生きるためには、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学ぶことで自己の能力を高めるだけでなく、その成果を地域社会や社会の課題解決のための活動につなげ、知的・人的ネットワークを構築し、可能性を広げて新たなステージで活躍するという「学び」と「活動」の循環が重要となります。

人生 100 年時代の到来に向け、市民一人一人が人生をより豊かに生きるための手段の一つとして、これまで取り組んできた生涯学習の推進を継続し、家庭と地域の教育力の向上を図るとともに、市民一人一人が生涯学習の成果を地域社会での活動につなげ、活躍できる場を整えることに重点を置き、ふるさと船橋に愛着がもてる社会を実現します。

自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する

現在の社会は、少子高齢化、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく、かつ急速に変化しており、その情勢は、より予測困難なものとなっています。

本市においては、15歳未満の年少人口は、平成25年（2013年）の8.5万人をピークに緩やかに減少しており、「人口推計」によれば、今後、南部地域や西部地域の一部の地区等では緩やかに増加するか横ばいとなるものの、市全体では少子化が進み、令和10年（2028年）には7.9万人となる見込みとなっています。

このような状況の中で、子供たちには、一人一人が持続可能な社会の担い手として、社会の変化に受け身に対応するだけでなく、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、社会や人生をより良いものにしていくために自ら考え、可能性を發揮する「生きる力」を身に付けることが、改めて求められています。

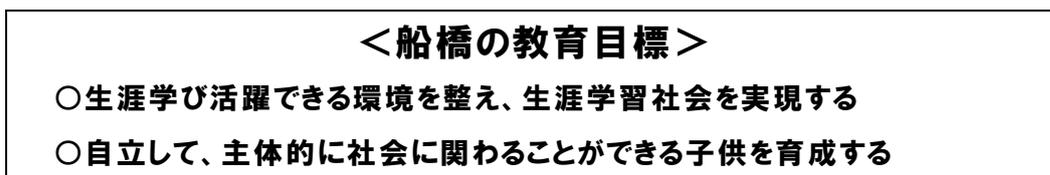
これらのことから、これまで教育目標としてきた「社会の中で協調する」ことは引き続き前提とした上で、これまでの施策を更に推進することにより、子供たち一人一人が、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づいて、主体的に社会の形成に参画し、その発展に貢献できるように、「生きる力」を身に付けることに重点を置き、これからの社会を心豊かにたくましく生き抜く子供を育成します。

そのために、学ぶ意欲を重視し、確かな学力を養成します。また、心の教育を通じて他を思いやる気持ちやコミュニケーション能力を育みます。体力や健康の保持・増進にも積極的に取り組み、健やかな身体も育みます。

そして、知・徳・体のバランスのとれた健全な子供たちの成長を支援する学校の教育環境を整備していきます。

2.教育目標実現のための基本方針

船橋市が今後 10 年間を通じて目指すべき教育目標である「生涯学び活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する」、「自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する」の実現に向けて、次頁に示す 8 つの基本方針を定め、これを船橋の教育の「羅針盤」として、教育施策を展開していきます。



11 「いくら廻されても針は天極をさす」：高村光太郎詩集 2(昭和 30 年、岩波書店)所収「詩人」の一節。

【8つの基本方針】

基本方針 1
生涯学習の推進を図ります

基本方針 2
家庭と地域の教育力向上を図ります

基本方針 3
学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

基本方針 4
豊かな心を育成し社会性を高めます

基本方針 5
健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります

基本方針 6
教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります

基本方針 7
ニーズに応じた支援の充実を図ります

基本方針 8
質の高い教育環境を整備します

基本方針 1 生涯学習の推進を図ります

平成22年及び平成27年船橋市教育振興基本計画においては、生涯学習の施策は、その推進のために策定している「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」によるものとし、学校教育との関わりの中で特に明示すべき施策や今日的な課題として今後取り組んでいく施策について推進してきました。

今後、生涯学習では、少子高齢化や人口減少など、様々な環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進が、より一層重要となります。

そのため、生涯を通じて市民が自らを磨き高め、成果を生かすことができる施策を推進する必要があります。

一人一人の個性を大切にしたスポーツ活動や文化活動などの生涯学習活動を支援するほか、学習機会の提供を行い、地域の仲間の輪を拡大することなどにより、市民一人一人が生きがいのある心豊かな人生を送れるよう、本計画において、生涯学習の推進を基本方針に位置付け、生涯学習に関する施策の充実を図ります。

生涯学習の推進に当たっては、本計画だけでなく、「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」及び「船橋市教育大綱」並びに「船橋市生涯スポーツ推進計画」、「船橋市文化振興基本方針」、「船橋市子供の読書活動推進計画」及び「船橋市図書館サービス推進計画」において、きめ細かな施策を展開していきます。

また、人生100年時代を見据え、生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かすため、生涯活躍できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 家庭と地域の教育力向上を図ります

社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域の在り方やその機能は変化し続けています。

このような中で、家庭の状況は、三世代世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が上昇傾向にあり、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子供の社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに問題を抱える家庭が増加するなど、解消すべき課題があります。

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子供が基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものであり、父母その他の保護者に第一義的責任があります。市は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を向上させるために必要な施策を講ずる必要があります。

また、学習指導要領において、子供たちに求められる資質・能力を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。

それぞれの学校において、子供たちが必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、地域との連携及び協働により、「社会に開かれた教育課程」の実現を図っていくことが求められています。

平成22年及び平成27年船橋市教育振興基本計画では、基本方針を「地域の教育力向上を図ります」としていましたが、本計画では、家庭の教育力向上にも焦点を当て、「家庭と地域の教育力向上を図ります」としました。

家庭と地域の教育力の向上を図り、学校・家庭・地域の連携の強化を推進することにより、全ての教育の出発点である家庭教育を学校や地域で支え、学校教育の目標を地域や家庭と共有して子供を育成する体制を構築します。

基本方針 3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

学校教育では、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育むとともに、学習意欲の向上や学習習慣の一層の確立を図り、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育に努めなければなりません。

令和元年度全国学力・学習状況調査の結果によると、本市の教科に関する調査結果は小学校の国語が全国平均を若干下回ったものの、他は全て全国平均を上回っており、おおむね良好という状況です。一方で、本市の学習習慣や生活習慣に関する調査結果からは、家庭での学習時間が短いことなどが課題であることが明らかになっています。学習指導要領の趣旨を踏まえ「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業を工夫・改善し、わかる授業を推進するとともに、個に応じた指導の一層の充実や自主的な学習活動の奨励などにより、子供たちの学力や学習意欲を高めることが必要です。

今後も続くであろう変化の激しい時代の中でも、社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と話し合いながら、より良い社会と幸福な人生を切りひらき、未来の創り手となることができるよう、今日的な教育課題に対応する教育を推進する必要があります。グローバルに活躍する人材を育成するために、外国語教育の充実を図り、これまで取り組んできた小中一貫英語教育を一層推進します。また、言語能力の確実な育成を目指して、国語科での指導の充実とともに各教科等においても言語活動を充実します。更に、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会で生きていく力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進します。ほかにも、理数教育、消費者教育、伝統や文化に関する教育の充実等を施策として推進します。

基本方針 4 豊かな心を育成し社会性を高めます

子供の健やかな成長のためには、豊かな心を育成することが不可欠です。豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力等の育成を図ることが重要です。

そのために、道徳性や道徳的実践力を育てる道徳教育を推進する必要があります。道徳の時間を要として、学校教育活動全体を通じて、子供の発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、道徳教育の要である道徳科の授業の公開等により、家庭や地域と連携した取組の充実を図ります。

そして、社会の責任ある一員であることの自覚を促し、そのために必要な資質を養う観点から、子供のコミュニケーション能力を高め社会性を向上させるための取組や体験活動、交流活動を奨励します。

また、児童生徒の発達段階に即した確かな生徒理解と教育相談を重視した生徒指導に努め、学校として組織的な対応ができる生徒指導体制を築くことが大切です。特に、いじめや不登校、問題行動等の生徒指導上の諸問題について、関係機関等と連携し、未然防止と早期発見・早期対応につながる効果的な取組を推進します。

更に、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の育成を目指し、情操教育の充実を図ります。

基本方針 5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります

体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。このため、各教育段階に応じて、体力の向上、健康の確保、食育の充実を図ることが重要です。

子供たちを見ると、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣の乱れが見られます。こうした今日の子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。また、運動する子供とそうでない子供の二極化の傾向や、子供の体力向上の必要性が依然課題となっています。

学校における体育は、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ基礎をつくるものであり、健康・安全に生きていくために必要な身体能力、知識等を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるものです。今後も体育指導の充実を図るとともに、子供たちの健やかな体づくりと体力の向上を図るために体力づくり活動を推進します。

また、運動部活動は、運動の楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図る活動であり、人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど教育的意義が高いものです。運動部活動が学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、部活動の指導者の指導力向上を図るとともに、外部指導者等を派遣し、運動部活動の更なる充実を図ります。

そして、成長期にある子供にとって、健康的な生活習慣の形成と自らの健康づくりを行う意欲や態度を育てることが大切です。そこで、子供たちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送れるよう学校保健の充実を図ります。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。

基本方針 6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります

教職員は、子供たちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在です。教職員自らが子供たちの模範であるという使命感や責任感を持つことが大切であり、特に教員は、これから求められる学びを展開するための実践的指導力や高度な専門的知識を身に付け、指導力の向上を図る必要があります。また、本市では教職経験年数が10年以下の教職員が市内の教職員の6割を占め、若年層教員の資質・力量の向上が大きな課題となっています。

授業力の向上、若年層教員やミドルリーダーの育成をはじめ、変化の激しい社会の中で複雑かつ多様な教育課題に対応できるよう、教員の資質の向上を図るための研修体制の一層の充実に向けて、総合教育センターを中心に環境を整備していきます。

また、学校教育や教職員に対する信頼性を向上させるため、教職員の不祥事根絶やモラル(士気)を高める取組を実施するとともに、教職員一人一人の能力や業績に対する適切な評価を実施し、教職員の意欲の向上に努めます。

そして、教職員が子供と向き合う時間を確保するために、校務の見直しを行うとともに、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるための支援体制を充実させます。

基本方針 7 ニーズに応じた支援の充実を図ります

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加に必要な力を培うため、一人一人の障害の状態に応じて適切な教育を行う必要があります。このため、障害の状態に応じて一人一人が適切な教育的支援を受けられる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を充実させます。

不登校や学校不適応については、きめ細かい支援を充実させるため、いじめや少年非行など問題行動に対応する学校内外における相談体制の充実を図るとともに、不登校の子供等の教育機会について支援を図ります。

また、海外から帰国する児童生徒への支援や外国人児童生徒等の受入体制の整備や指導の推進を図ります。

更に、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する学用品費やクラブ活動費等の援助等を引き続き実施します。

基本方針 8 質の高い教育環境を整備します

学校は、児童生徒が安心して学び、快適に生活する場であるとともに、非常災害時には避難場所としての役割も果たす施設です。天井や照明器具などの非構造部材の落下防止対策をはじめ、外壁改修や屋上防水工事、トイレ改修工事等を実施することにより、施設の安全性を確保するとともに、長寿命化を図ります。社会教育施設は、学習その他の活動の場を提供する施設であり、学校と同様に、非常災害時には避難場所としての役割を果たす施設もあります。老朽化への対策として、施設の修繕や改修等を行います。

また、学校や通学路等において子供たちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携により、地域ぐるみで子供の安全を守る環境の整備や、子供自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の充実を図ります。

一方、子供たちがより充実した教育環境の中で学ぶことができるよう、ICT環境の整備に努めるとともに、学校規模・学校配置の適正化について取り組みます。

更に、小中連携・一貫教育について、本市では施設分離型の小中連携・一貫教育研究に取り組んできました。今後は、これまでの小中連携・一貫教育研究指定校等の研究成果を基に、地域や子供の実態に応じた小中連携・小中一貫教育の在り方について、引き続き研究していきます。

第 3 章 前期基本計画

1. 施策の体系

8つの基本方針それぞれに推進目標を設定し、推進目標の下に施策を体系的に位置付けて、事務事業を推進します。

基本方針 1 生涯学習の推進を図ります		
推進目標 1 生涯学習推進体制の整備・充実		28 頁
施策 1 生涯学習基本構想・推進計画の充実		
推進目標 2 生涯スポーツの推進		30 頁
施策 1 生涯スポーツ推進体制の整備・充実		
施策 2 生涯スポーツ活動の促進		
施策 3 パラスポーツの推進		
推進目標 3 文化の振興		33 頁
施策 1 文化に触れる機会の提供		
施策 2 地域の特色を生かした文化活動の推進		
施策 3 文化の担い手の育成		
施策 4 文化を伝える取組の推進		
推進目標 4 読書活動の推進		41 頁
施策 1 子供の読書活動の推進		
施策 2 図書館サービスの充実		
推進目標 5 生涯活躍できる環境の充実		46 頁
施策 1 市民の参加や協働の推進		
施策 2 地域で活躍できる人材の育成		

基本方針 2 家庭と地域の教育力向上を図ります

推進目標 1 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の子供を地域で守り育てる体制の構築 49 頁

施策 1 学校、家庭、地域の連携・協働の推進

施策 2 子供たちの体験・交流活動などの推進

施策 3 青少年健全育成の推進

推進目標 2 子育て支援と家庭の教育力の向上 53 頁

施策 1 家庭教育支援の整備・充実及び情報と場の提供

施策 2 幼児期の教育支援の充実

基本方針 3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

推進目標 1 学習指導の改善による学力の向上 55 頁

施策 1 「わかる授業」の推進

施策 2 一人一人に応じたきめ細かい授業の推進

施策 3 主体的な学習活動の奨励

推進目標 2 今日的な教育課題に対応する教育の推進 59 頁

施策 1 国語教育の充実

施策 2 小中一貫英語教育の推進

施策 3 理数教育の充実

施策 4 主権者教育の推進

施策 5 消費者教育の推進

施策 6 伝統や文化に関する教育の充実

施策 7 その他の今日的な教育課題に対応する教育の推進及び充実

基本方針 4 豊かな心を育成し社会性を高めます

推進目標 1 道徳的実践力の向上と規範意識の向上

66 頁

施策 1 道徳教育・人権教育の推進

施策 2 ボランティア活動等の推進

推進目標 2 コミュニケーション能力と社会性の向上

68 頁

施策 1 人間関係づくり活動の充実

施策 2 話し合い活動の充実

推進目標 3 生徒指導の機能の向上

69 頁

施策 1 生徒指導体制の充実

施策 2 いじめ問題への対応

施策 3 学校教育相談体制の充実

推進目標 4 情操教育の充実

72 頁

施策 1 音楽教育の振興

施策 2 文化クラブ活動の振興

施策 3 子供の読書活動の推進

基本方針 5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります

推進目標 1 体力向上の推進 75 頁

施策 1 体育指導の充実

施策 2 体力づくり活動の推進

施策 3 運動部活動の振興

推進目標 2 健康教育の推進 78 頁

施策 1 学校保健の充実

施策 2 食育の推進

基本方針 6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります

推進目標 1 教職員の指導力の向上 80 頁

施策 1 授業力向上のための支援体制の整備

施策 2 総合教育センターの研修の充実

推進目標 2 教職員の信頼性の向上 82 頁

施策 1 教職員のモラル(士気)の向上と不祥事根絶

推進目標 3 教員が子供に向き合う体制の整備 83 頁

施策 1 校務の見直し等による支援体制の整備

施策 2 悩みを抱える教職員のための支援体制づくり

基本方針 7 ニーズに応じた支援の充実を図ります

推進目標 1 特別支援教育の推進

85 頁

施策 1 特別な支援を要する児童生徒への支援の充実

施策 2 特別支援学校・学級の充実

施策 3 教職員の特別支援教育に関する指導力の向上

推進目標 2 不登校児童生徒への支援の充実

88 頁

施策 1 教育相談体制の整備・充実

施策 2 適応指導教室等の充実

推進目標 3 帰国・外国人児童生徒への支援の充実

90 頁

施策 1 帰国・外国人児童生徒への適応指導及び日本語指導の
充実

推進目標 4 保護者の経済的負担軽減策の実施

91 頁

施策 1 就学援助制度等の実施

基本方針 8 質の高い教育環境を整備します

推進目標 1 安全・安心・快適な施設づくりの推進

92 頁

施策 1 学校の老朽化対策等の推進

施策 2 社会教育施設の老朽化対策等の推進

推進目標 2 安全を確保する体制づくり

94 頁

施策 1 安全体制の確立

施策 2 防犯体制の整備

推進目標 3 充実した教育環境の整備	96 頁
施策 1 情報活用能力を高める教育環境の充実	
施策 2 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進	
施策 3 学校規模・学校配置の適正化	
推進目標 4 新しい学校体制づくりの推進	99 頁
施策 1 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善	
施策 2 小中連携・一貫教育の推進	
施策 3 市立船橋高等学校の充実	

2.基本方針1 生涯学習の推進を図ります

推進目標1 生涯学習推進体制の整備・充実

施策1 生涯学習基本構想・推進計画の充実

本市では、平成25年(2013年)3月に計画期間が平成24年度(2012年度)から令和2年度(2020年度)までの「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」を策定し、生涯学習に関する施策を推進しています。

基本構想として、「生涯を通して自分らしく学び続けよう」「学びで得た成果を地域に生かしてつながろう」の2つの重点目標を掲げ、「社会の状況に対応した自分探しの学びを応援します」「地域のみんなで学校を応援します」「充実した生涯学習の環境づくりを目指します」「地域の教育力の向上を目指します」の4つの方策を設定するとともに、推進計画として4つの方策を具体化する37の施策を示し、各関係部署と連携のもと、様々な施策を展開しています。

このような中、「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」の計画期間が令和2年度(2020年度)で終了することから、令和3年度(2021年度)からの「第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」を策定し、近隣の大学、企業、NPOなど多様な主体との連携を強化することにより、多様化する市民の学習ニーズへの対応及び充実した学習機会の提供並びにまちづくりにつながる学習を推進していきます。

特に、市内各コミュニティに整備された26公民館は、これまで培ってきた地域との関係を活かしながら、住民が主体的に地域の課題を解決するため必要な学習を推進する役割、学習の成果を地域課題の解決のための活動につなげていく役割、また地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する地域の拠点としての役割などをこれまで以上に果たすことを目指します。

市内26公民館(一部)



(第二次計画の評価状況)

<p>・事業評価基準</p> <p>A：目標に対し達成度が非常に高い。数値目標の場合、80%以上。</p> <p>B：目標に対し達成度が高い。数値目標の場合、60%以上 80%未満。</p> <p>C：目標に対し達成度がやや低い。数値目標の場合、40%以上 60%未満。</p> <p>D：目標に対し達成度が低い。数値目標の場合、40%未満。</p>

(上段単位：事業)

	A	B	C	D	評価なし	合計事業数
平成 25 年度 (2013 年度)	96 64.0%	50 33.3%	4 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	150 100.0%
平成 26 年度 (2014 年度)	103 67.3%	40 26.1%	8 5.2%	0 0.0%	2 1.3%	153 100.0%
平成 27 年度 (2015 年度)	124 78.0%	31 19.5%	3 1.9%	1 0.6%	0 0.0%	159 100.0%
平成 28 年度 (2016 年度)	131 81.4%	24 14.9%	3 1.9%	1 0.6%	2 1.2%	161 100.0%
平成 29 年度 (2017 年度)	131 79.9%	24 14.6%	6 3.7%	3 1.8%	0 0.0%	164 100.0%
平成 30 年度 (2018 年度)	120 74.5%	30 18.6%	7 4.3%	2 1.2%	2 1.2%	161 100.0%

※平成 26 年度(2014 年度)は事業を細分化して評価を行ったため、実際の事業数は 152 事業。

※構成比は小数点第 2 位を四捨五入して第 1 位までの表記としたため、百分率の合計が 100.0%にならない場合があります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			現状	目標(R6)
第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の策定及び推進 (社会教育課)	第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画を策定し推進する。	評価対象事業における評価の達成割合	—	100%

推進目標2 生涯スポーツの推進

施策1 生涯スポーツ推進体制の整備・充実

少子高齢化の進行や、価値観の多様化といった近年の社会状況の中で、市民一人一人のスポーツを通じた人との交流や健康づくり、体力づくり、まちづくりの要求が高まってきています。

市民自らが積極的にスポーツ活動に取り組み、地域住民が主体となって推進していけるよう、船橋市体育協会、船橋市スポーツ推進委員協議会、船橋市スポーツと健康を推進する会等及び市内の企業のスポーツチームやプロスポーツチームと連携を図り、スポーツ推進体制を充実させます。

また、総合型地域スポーツクラブ¹²の設立の支援や育成の支援を行います。

更に、身近な公共施設でのスポーツ施設案内や予約等の効率化の促進、指定管理者制度の活用など、生涯スポーツの推進体制や基盤の整備・促進を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
船橋市生涯スポーツ推進計画の推進 (生涯スポーツ課)	平成23年(2011年)8月のスポーツ基本法の施行、同24年(2012年)3月のスポーツ基本計画の策定に伴い、全面改訂した船橋市生涯スポーツ推進計画を推進し、生涯スポーツ活動の充実を図る。	スポーツ活動をしている人の割合	54.3% (R1)	65%
総合型地域スポーツクラブ設立の推進 (生涯スポーツ課)	船橋市スポーツ推進委員、学校、町会自治会、船橋市体育協会、地区スポーツ関係団体との連携を更に深め、地域住民への情報提供を図りながらクラブ設立に向けた環境づくりに努めていく。	総合型地域スポーツクラブ設立数	4クラブ (R1)	5クラブ

12 総合型地域スポーツクラブ：身近な地域でスポーツに親しむことができ、①子供から高齢者まで(多世代)、②様々なスポーツを愛好する人が(多種目)、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			現状	目標(R6)
人材育成推進事業 (生涯スポーツ課)	スポーツ推進委員が地域スポーツのリーダーとして活躍できるように、現状と課題について研究し、「障がい者スポーツ指導員」資格を取得するなど資質の向上を図るための全国・関東・県等の各種研修大会への参加を支援する。	スポーツ推進委員の研修受講率	69% (H30)	100%

施策 2 生涯スポーツ活動の促進

市民のスポーツに対するニーズを把握し、誰もが体力等に応じて気軽に参加できるよう各種スポーツ教室、市民大会等を開催し、地域ぐるみでスポーツを楽しめるよう活動機会の充実を図ります。また、関係機関との連携を強化し、多様化する市民ニーズに応えるため、スポーツ情報やスポーツ機会のネットワーク化を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			現状	目標(R6)
スポーツイベントの支援 (生涯スポーツ課)	スポーツ推進委員協議会やスポーツと健康を推進する会等が企画運営している「スポーツの祭典」「ジョイ&スポーツ」「元気ふなばし健康ウォーキング」などの全市的なイベントを支援する。	開催されたイベントへの参加者数	6,737人 (H30)	7,000人

高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)



行田運動広場



施策3 パラスポーツの推進

国の「地域における障害者スポーツ普及に関する有識者会議」において、「パラスポーツは、障害の有無や年齢を問わずに楽しむことができるスポーツである」と示され、また、障害者スポーツの普及促進に関する取組方策として、障害児・障害者のスポーツ活動の推進や障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進などの方策が示されました。

本市では、誰もが楽しめるスポーツであるパラスポーツに親しんでもらえるよう、「船橋市パラスポーツ協議会」を設立し、協議会での意見や助言を参考に、色々なパラスポーツの体験会や講演会、スポーツ大会を開催するなど、他のスポーツ関係団体との協働・連携を推進していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標		
		現状	目標(R6)	
パラスポーツ 推進事業 (生涯スポーツ 課)	平成30年(2018年)4月に設立した「船橋市パラスポーツ協議会」で協議された事業計画に基づき、各地域で障害者スポーツの普及・促進を進めていく。	協議会で協議決定された事業計画の実施率	100% (H30)	100%

パラスポーツ体験会

ボッチャ



ゴールボール



シッティングバレーボール



推進目標 3 文化の振興

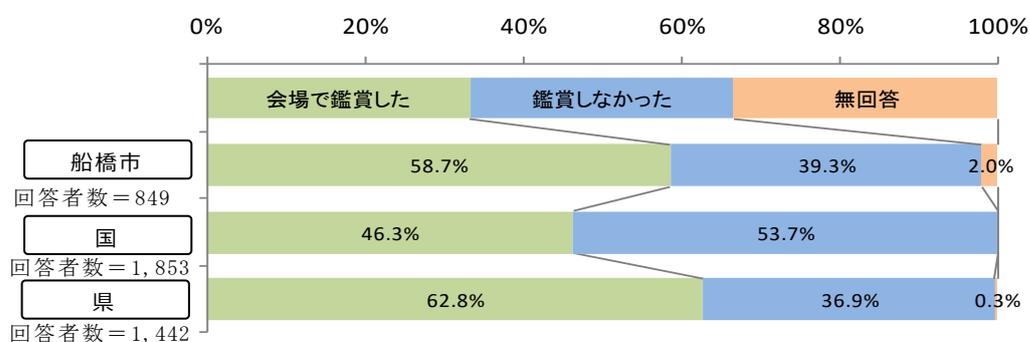
施策 1 文化に触れる機会の提供

本市は公共交通網の利便性が高く、船橋駅周辺には市民文化ホールや市民文化創造館（きららホール）、市民ギャラリー、茶華道センター等の文化施設があり、コンサートや展覧会など、様々な文化事業を実施しています。また、市内には地域コミュニティの場として 26 の公民館があり、小ホールや音楽室等で市民主体の文化活動が営まれています。

市民アンケート調査では、コンサートや演劇、美術展、映画など、1 年以内の鑑賞状況について、「会場で鑑賞した」が 58.7%と一番多いものの、「鑑賞しなかった」が 39.3%となっており、鑑賞をしなかった理由として、時間が取れないことを除くと、「鑑賞に関する情報が少ないから」が 18.3%と 2 番目に高い比率を占めています。また、「音楽や美術などの文化芸術活動をしていない」市民も 83.5%と高い割合となっており、活動をしなかった、あるいは思うようにできなかった理由として、「きっかけがないから」が 31.7%と最も多く、文化に触れるきっかけを作ることが課題といえます。

すべての市民が共生する社会の中で、地域で行われる文化事業や文化財など身近な文化に市民が気づき、気軽に触れることができる機会を増やすとともに、すべての市民に届きやすい情報発信を行うことで、文化への関心を高め、誰もが積極的に文化活動を始められるよう取り組みます。

【コンサートや演劇、美術展、映画など、1 年以内の鑑賞状況(含市外施設)】



※船橋市：平成 27 年度(2015 年度) 文化振興に関するアンケート調査(市民アンケート調査)

20 歳以上の市民から無作為抽出した 2,000 人のうち、回答があった 849 人

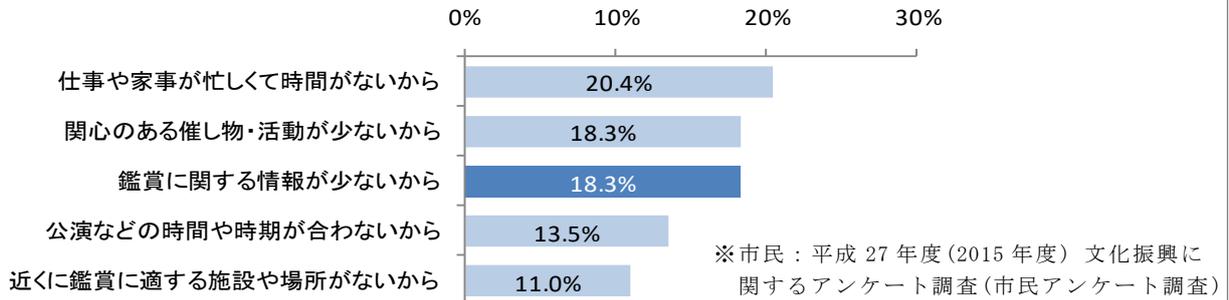
国：平成 21 年度(2009 年度) 世論調査「文化に関する世論調査」

県：平成 26 年度(2014 年度) 第 49 回県政に関する世論調査

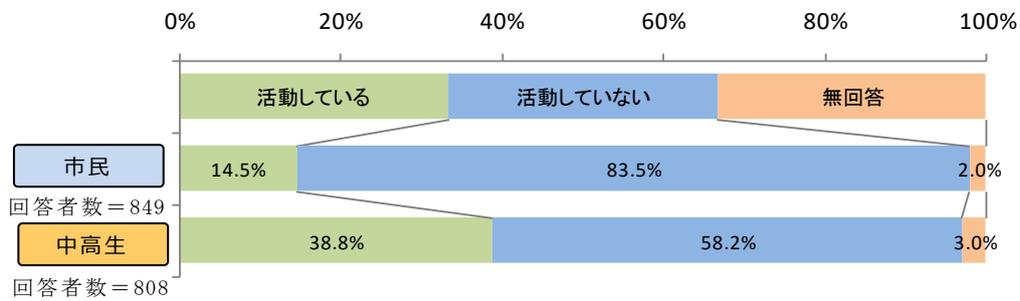
【鑑賞をしなかった理由、あるいは思うようにできなかった理由】(複数回答)

(上位5位/11項目中)

市民 回答者数=849



【音楽や美術などの文化芸術活動をしている割合】

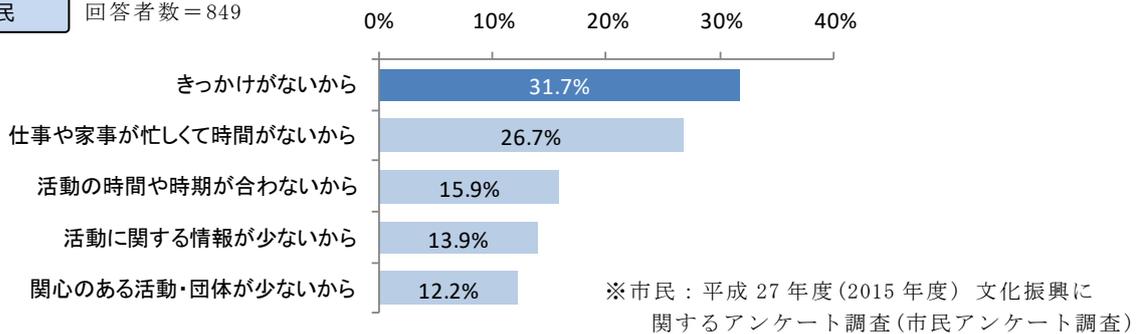


※市民：平成27年度(2015年度)文化振興に関するアンケート調査(市民アンケート調査)
 ※中高生：平成27年度(2015年度)文化振興に関する中高生アンケート調査(中高生アンケート調査)
 市内「東西南北中」の5区分に属する地域に所在する中学校各1校及び市立船橋高等学校

【活動をしなかった、あるいは思うようにできなかった理由】(複数回答)

(上位5位/14項目中)

市民 回答者数=849



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			現状	目標(R6)
文化施設の活用と事業の充実 (文化課・市民文化ホール・郷土資料館)	<p>様々な文化・芸術と触れ合える機会、市民自らの参画の拡充のため、バリアフリーを進めるなど文化施設の整備と機能の充実を図る。</p> <p>また、文化課や各施設で実施する文化事業を充実させるとともに、それらを集約した電子版イベント情報紙を発行し、市民が気軽に文化事業に参加できるよう、情報を発信する。</p>	<p>利用者数</p> <p>①市民ギャラリー及び茶華道センター</p> <p>②市民文化ホール及び市民文化創造館</p> <p>③郷土資料館及び飛ノ台史跡公園博物館</p>	<p>①108,957人 (H30)</p> <p>②252,996人 (H30)</p> <p>③57,542人 (H30)</p>	<p>①135,000人</p> <p>②260,000人</p> <p>③60,000人</p>

市民文化ホール



郷土資料館



飛ノ台史跡公園博物館



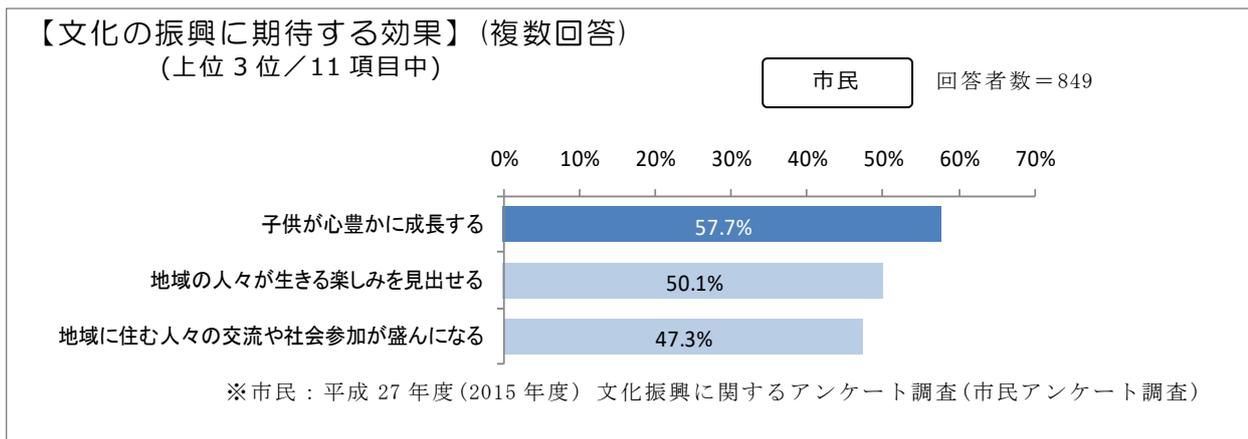
施策2 地域の特色を生かした文化活動の推進

本市では、市民ボランティアが実行委員会を立ち上げ、主体的に事業の企画・運営を行う「ふなばし音楽フェスティバル¹³」をはじめ、文化施設や各地域の公民館、市民大学校において、市民や文化団体が積極的に活動しています。

文化団体との意見交換会では、自分たちの活動をより地域に根差した活動として活性化させたいという意見があり、今以上に各地域での取組や学校教育との連携が必要となります。

また、市民アンケートでは、文化の振興に期待する効果として、「子供が心豊かに成長する」(57.7%)に次いで「地域の人々が生きる楽しみを見出せる」(50.1%)や「地域に住む人々の交流や社会参加が盛んになる」(47.3%)の割合が高くなっています。

誰もが子供の頃から生涯にわたって、文化に親しみ、創造することを楽しめるよう支援を行うとともに、各地域における市民の文化活動を推進することで、船橋のイメージの向上やまちのにぎわい創出につながるよう取り組みます。



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			現状	目標(R6)
市民主体の音楽文化の振興 (文化課)	市民の音楽活動が盛んであることを生かし、市民ボランティアが主体的に事業の企画・運営を行う「ふなばし音楽フェスティバル」を開催し、音楽文化の振興を図る。	「ふなばし音楽フェスティバル」事業のアンケートで「よかった・楽しめた」と答えた割合	97.5% (H30)	100%

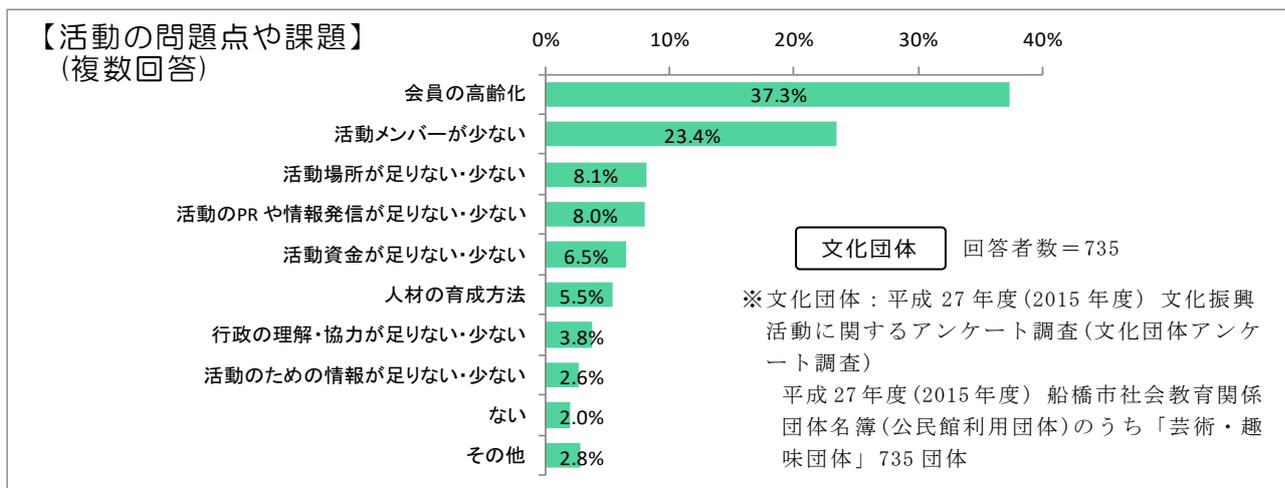
13 ふなばし音楽フェスティバル: 船橋駅周辺の屋内外の会場を様々なジャンルの音楽で包み込む「ふなばしミュージックストリート」や、市内の小・中・高等学校・一般の音楽団体が一堂に会してジャンルや世代を超えた音楽的交流を図る「音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭」、地域で一流の音楽を楽しめる「地域ふれあいコンサート」、ジャズの祭典「バンドスタンド船橋」など、市民ボランティアの実行委員会、市民文化ホール等が中心に企画・運営し、地域の活性化を図る音楽祭の総称。

施策 3 文化の担い手の育成

市内には、地域に残る伝統行事が数多くあり、地域活動や学校教育などを通じ地域共有の財産として大切に伝えられています。また、歴史ある市民音楽団体や学校の器楽部・合唱部等の活躍など、音楽をはじめとする様々な文化活動が盛んに行われています。

一方で文化団体へのアンケートでは、活動の問題点や課題として、「会員の高齢化」(37.3%)、「活動メンバーが少ない」(23.4%)が特に多くなっており、自由意見では若い世代の人材育成に取り組みたい旨の回答がありました。また、市民アンケートでは、文化に関し今後力を入れていくべき取組の1位に「子供への文化に関する教育を充実すること」(50.1%)が挙げられています。

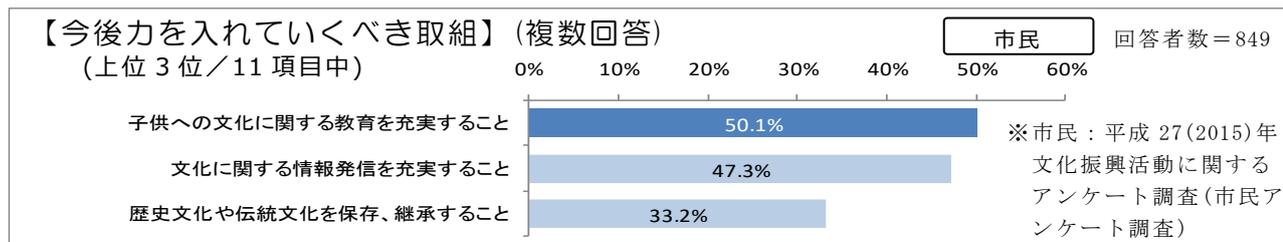
「音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭」など、学校教育と社会教育の連携により、誰もが子供の頃から生涯にわたり地域の文化活動に参加し、主体的に関わることができるよう取組を進め、将来の文化の担い手を育てます。また、文化活動を支えるボランティアを育成し、活躍する機会を提供します。これにより、未来に向けて持続的な文化活動が行える社会を目指していきます。



【団体で取り組んでいきたいこと、より充実させていきたいこと(自由意見)】(上位 5 位)

自由意見	件数	内容
【メンバーを増やす】	106 件	メンバーを増やして資金を確保したいなど
【若い人を増やす・若い世代の人材育成】	69 件	若い人を増やしたい、若手の人材育成など
【技術の向上】	48 件	練習回数を増やし、技術の向上に励みたいなど
【現状維持】	33 件	今現在の活動に満足している、趣味が共有できているなど
【ボランティア活動に力を入れたい】	30 件	活動の場を広げたい、ボランティア活動などで地元の方々と楽しみたいなど

文化団体 回答者数 = 565 / 735 ※文化団体 : 前表と同じ



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
「音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭」の開催 (文化課)	市内の小・中・高等学校及び音楽団体が一堂に会し、ジャンルや世代を超えた音楽的な交流を行う。	千人の音楽祭に参加する児童・生徒数	1,517人 (H30)	1,750人

ふなばし音楽フェスティバル



音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭

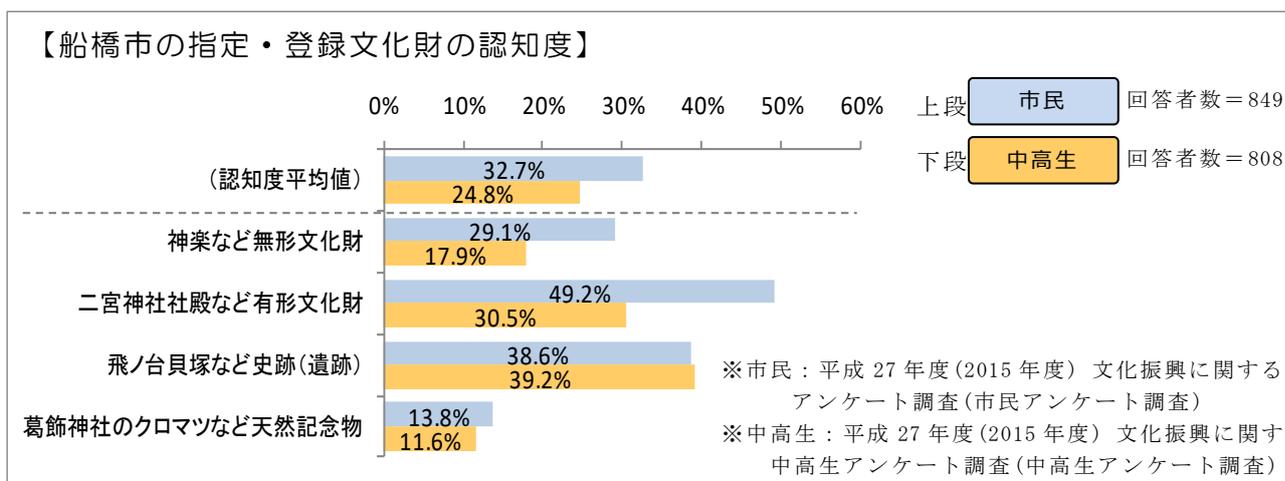


施策 4 文化を伝える取組の推進

本市には、市民の貴重な財産として有形・無形の文化財が多く残されています。また、船橋ゆかりの美術品や日本の野球草創期である明治・大正時代に使われた野球道具等、幅広い資料を所蔵しています。

しかし、市内の身近な文化資源などを問う市民アンケート調査(自由意見)では、「市の文化についてよく知らない」という意見が多く、市の指定・登録文化財の認知度は平均して約3割と決して高くないことなどから、市民に地域の文化をより身近に感じ、愛着や親しみを持ってもらうようにすることが課題と言えます。

今後は、市が中心となって船橋の文化に関する情報を幅広く収集し、調査・保存・研究を行い、文化施設等における展示公開を推進していきます。さらに講演会・ワークショップ等の教育普及事業を効果的に実施することにより、市民に市の財産である文化財や文化資料、美術品の魅力や価値を知ってもらうとともに、地域の人たちによる主体的な活動を支援し、文化を未来に確実に継承していきます。



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標		
		現状	目標 (R6)	
取掛西貝塚 ¹⁴ 保存事業 (文化課)	約 1 万年前の貝塚である取掛西貝塚の保存・整備に向けて、学術調査(確認調査)を行い、遺跡の詳細な内容を把握する。その調査結果に基づいて、保存・整備計画を策定し、国・県と協議の上、国史跡指定を目指す。	国史跡指定	学術調査の実施 (H29～R1)	国史跡指定 (R3)
文化財普及事業 (郷土資料館)	関係機関が連携・協力して所有する文化財を活用・公開することで、身近な文化財に気づき、誰もが親しめる機会を充実させ、「ふるさと船橋」を誇りに思い、大切にする気持ちを育む。	文化財展示事業・教育普及事業の実施回数	370 回 (H30)	400 回
市所蔵作品活用事業 (文化課)	市ゆかりの芸術家の美術品を市民ギャラリー等で展示をしている。展示に合わせ、ギャラリートークやワークショップ、市内小・中学生を対象とした対話型鑑賞授業に取り組むなど、作家及び作品を広く市民に知らせ、「ふるさと船橋」への思いを育む。	市所蔵作品展の来場者数	778 人 (H30)	1500 人

上空からみた取掛西貝塚



市所蔵作品展 (小学生を対象とした鑑賞授業)



14 取掛西貝塚:飯山満町と米ヶ崎町に広がる、国内でも貴重な約 1 万年前の縄文時代早期の遺跡。この時期の貝塚は東京湾の東岸部では初めての発見となり、貝層の下から日本最古の動物儀礼跡も見つかっている。

推進目標 4 読書活動の推進

施策 1 子供の読書活動の推進

本市では、第三次船橋市子供の読書活動推進計画を策定し、「子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり」を目的として、家庭・地域・学校等で連携しながら、読書に親しむ機会の充実、読書環境の整備及び普及啓発活動の推進に努めています。図書館での読み聞かせや幼稚園・保育園・児童ホーム等と連携した事業の実施、図書館と学校、各学校間で図書の相互貸借を行う図書物流システムの構築など、児童生徒の図書活用の幅を広げるとともに、市立小・中・特別支援・高等学校に学校司書を配置し学校図書室の充実を図ってきました。

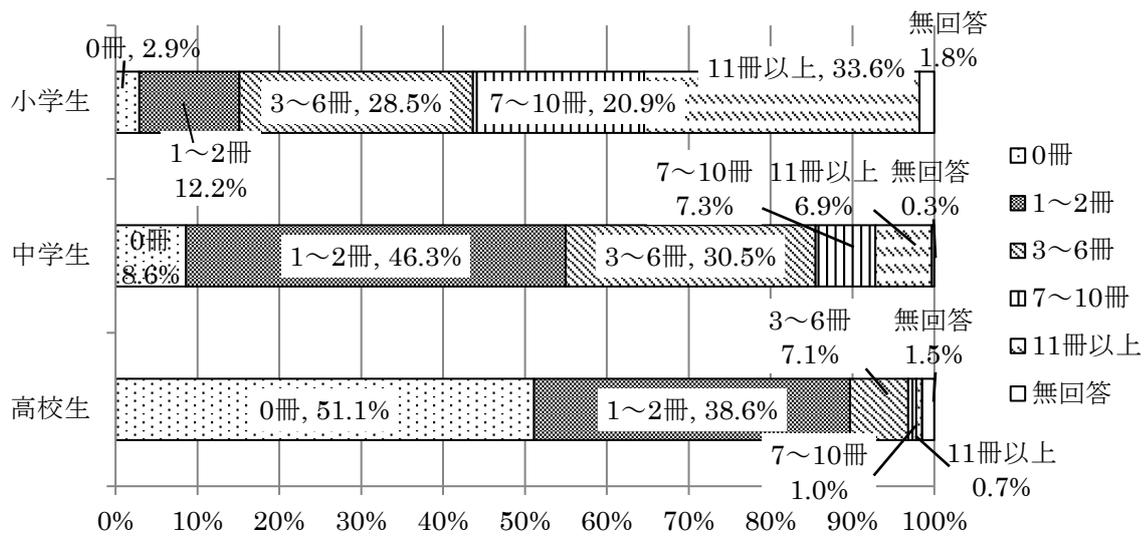
しかし、「船橋市子供の読書に関するアンケート」によると、最近 1 か月に 1 冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学生 2.9%、中学生 8.6%、高校生 51.1%と、学校段階が進むにつれて高くなっており、中学生・高校生の世代に対して、読書活動を促す取組を更に進める必要があります。

図書館では、子供の読書活動を、より体系的に発達段階に応じて支援するため、セカンドブック事業¹⁵を実施しています。平成 30 年度(2018 年度)の絵本の配付率は 44.7%であり、より多くの子供に絵本を配付できるよう事業を充実させていく必要があります。

子供の読書活動推進計画では、読み聞かせや読書の意義について保護者への一層の啓発を行いながら、子供から子供の読書に関わる大人まで、年齢に応じた読書活動の推進に取り組みます。

15 セカンドブック事業：1歳6か月児健康診査の受診者を対象に図書館等で絵本を配付し、図書館等への来館を促すことで、子供の読書活動をより体系的に発達段階に応じて支援していく事業。

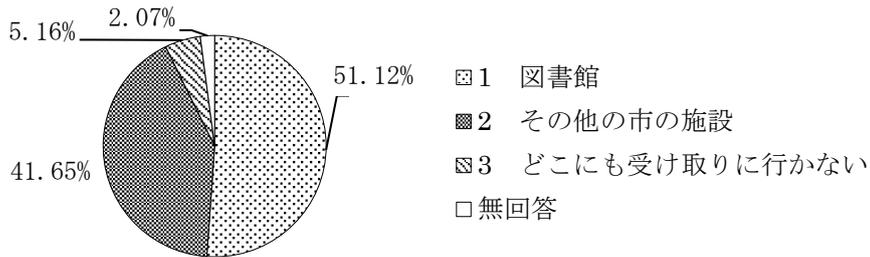
【最近1か月に読んだ本の冊数】



※平成29年度(2017年度) 船橋市子供の読書に関するアンケート調査

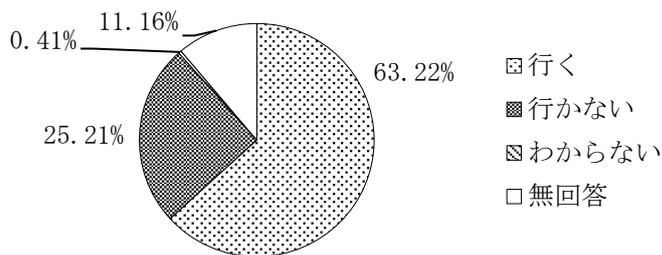
①【絵本を無償で贈られるとしたら、どの場所で受け取りたいか】

(対象：1歳6か月児健康診査対象者の保護者)



②【上記の設問で「2 その他の市の施設」と回答した人のうち、図書館のみで受け取れることになった場合、受け取りに行くか】

(対象：1歳6か月児健康診査対象者の保護者)



①、②から算出した「絵本を図書館に受け取りに行く」と回答した1歳6か月児の保護者の割合…77.45%

※平成28年度(2016年度) 絵本の配付に関するアンケート調査

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標		
		現状	目標(R6)	
船橋市子供の読書活動推進計画に基づく事業 (西図書館)	第三次船橋市子供の読書活動推進計画に基づき、学校、保育園、児童ホーム等の施設と連携して、乳幼児や小学生向けの事業の実施、ヤングアダルトサービス ¹⁶ の充実、子供の読書に関わる大人向けの事業の実施等、年齢に応じた読書活動の推進に取り組む。	YA コーナー ¹⁷ を活用した交流事業の参加人数	—	200人
セカンドブック事業 (西図書館)	より多くの本と出会う機会を提供するため、1歳6か月児健康診査を受診した子供に図書館で絵本を1冊手渡し、おはなし会への参加を促す。	絵本配付率	44.7% (H30)	70%

西図書館



中央図書館



北図書館



東図書館



16 ヤングアダルトサービス：中学生や高校生など、10代の利用者に対して行われる図書館サービス。

17 YA コーナー：船橋市図書館で設置している10代のための図書コーナー。

施策2 図書館サービスの充実

本市の図書館は、「船橋市図書館サービス推進計画」に基づき、市民の読書機会を提供する施設として機能やサービス体制の充実を図るとともに、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える地域の情報拠点を目指しています。

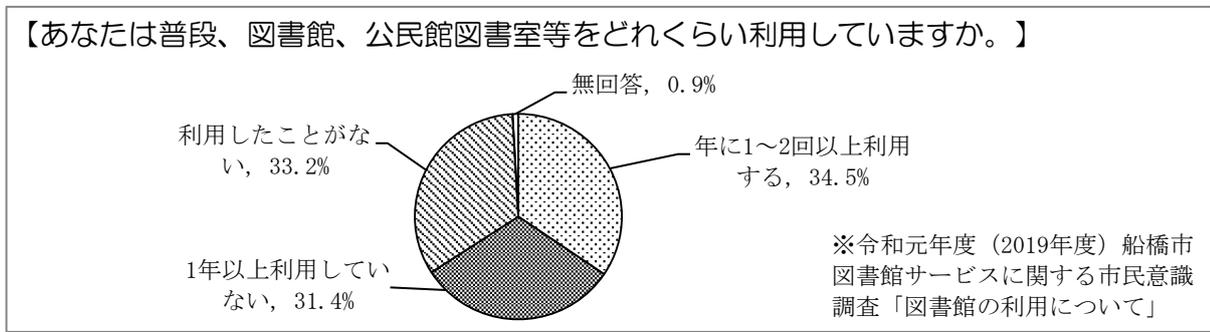
これまで図書館は資料を収集し貸し出すとともに、データベース等を利用したレファレンスサービス¹⁸の充実、市民の生活や仕事に関する課題や地域の課題解決を支援するための資料や情報を提供してきました。また、市民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、図書館講座や展示会等を主催し、又は行政機関や他の社会教育施設、学校等と連携して多様な学習の機会を提供しています。

平成29年(2017年)4月からは、月曜開館、開館時間の延長及び指定管理者制度導入による民間のノウハウを利用した運営を行い、サービスの拡充を図っています。

また、令和元年(2019年)現在、13箇所の公民館等図書室及び2箇所の図書貸出返却窓口を設置するとともに移動図書館を運行し、「いつでも、どこでも、だれでも」本が借りやすく返しやすいく図書館のネットワーク体制の拡充にも努めています。

令和元年度(2019年度)実施の船橋市図書館サービスに関する市民意識調査では、1年以内に図書館を利用している市民の割合は、34.5%にとどまり、その主な理由として「読みたい本は自分で購入する」が52.7%、「図書館、公民館図書室まで遠い」が28.2%と、図書館の利用を身近に感じていない市民の意識が伺えました。

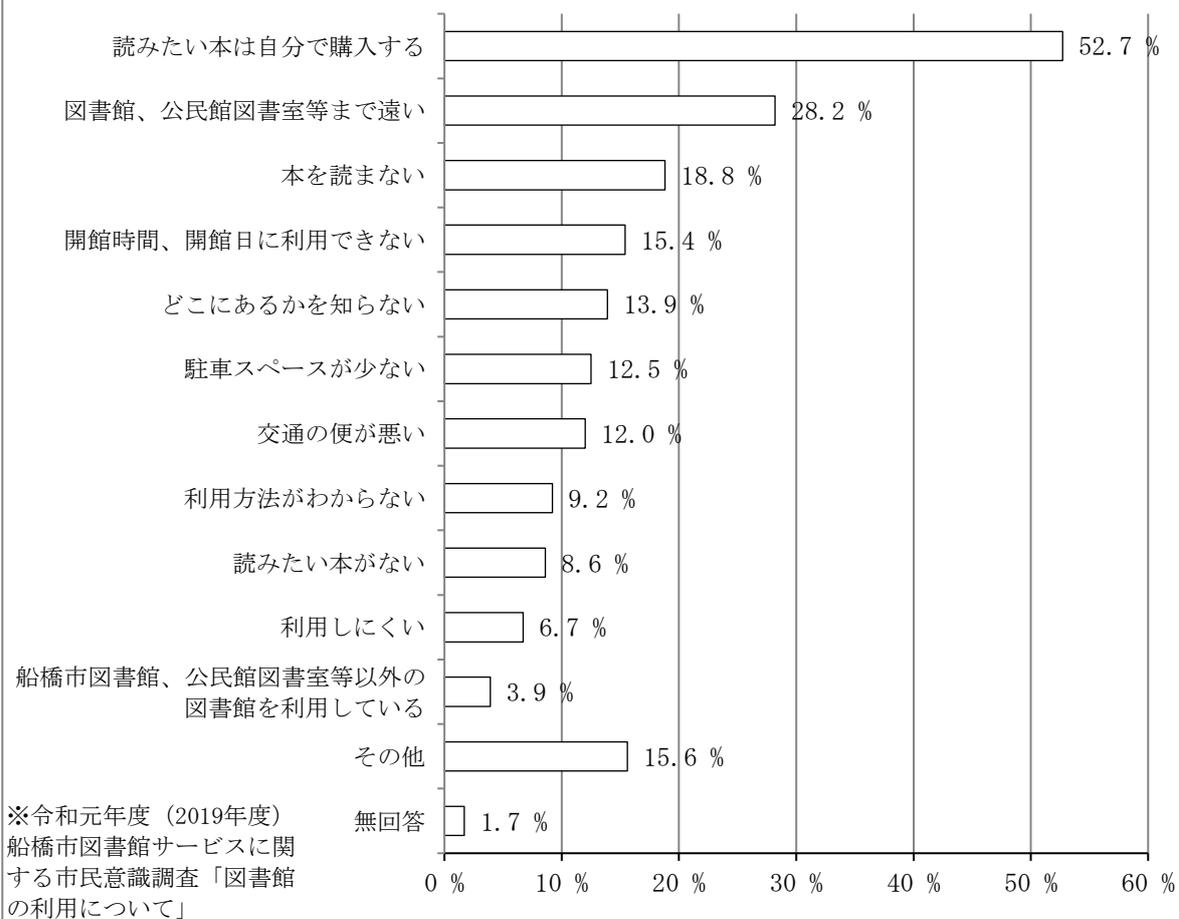
今後も課題解決に向けたレファレンス機能の充実に取り組むとともに、他館との相互資料貸借の充実や関連機関と連携した地域の課題解決のための事業を実施し、地域の知の拠点としてサービスを提供していきます。さらに、来館者へのサービスに加えて、アウトリーチサービス¹⁹を充実させることにより、市民により図書館の利用を身近に感じられる図書館サービスの充実を推進します。



18 レファレンスサービス：利用者の調査研究課題に対して、適切な資料・情報を紹介し、課題解決を助けるサービス。

19 アウトリーチサービス：図書館サービスの圏域内であるにもかかわらず、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対するサービス。

【船橋市の図書館、公民館図書室等を利用しない理由（いくつでも選択）】



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
図書館サービスの充実 (西図書館)	図書館の機能やサービス体制の充実を図るとともに、地域の情報拠点として、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える図書館を目指し、事業を推進する。	年間の新規登録者数	16,003人 (H30)	17,000人

推進目標5 生涯活躍できる環境の充実

施策1 市民の参加や協働の推進

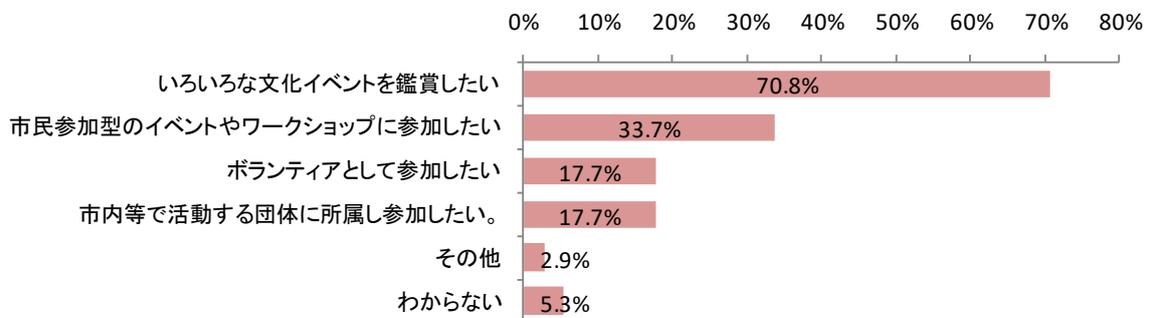
本市では、地域で活動する市民と連携した事業を公民館や図書館等でも開催しているほか、市民の生涯学習活動の発表の場として社会教育施設が積極的に活用されています。

平成27年度(2015年度)第3回市政モニターアンケート²⁰では、文化活動への参加方法について、「いろいろな文化イベントを鑑賞したい」(70.8%)が最も多く、「市民参加型のイベントやワークショップに参加したい」(33.7%)、「ボランティアとして参加したい」(17.7%)、「市内等で活動する団体に所属し参加したい」(17.7%)がそれに続きます。

このことから、イベント等にボランティアを含め積極的に関わりたいと思っている市民に対し、幅広い年齢層への様々なメニューを提示していく必要があります。また、平成30年度(2018年度)第2回市政モニターアンケート(47頁)では、「学習・活動情報の広報の充実」に力を入れるべきとの回答が44.1%と最も多く、広報の充実が求められています。

すべての市民が共生する社会の中で、SNS等、多様なツールを利用し情報発信を積極的に行うとともに、市民が主体的に企画・運営できる生涯学習活動の機会を多く提供することで、市民とともに地域に根差した生涯学習社会を形成していきます。

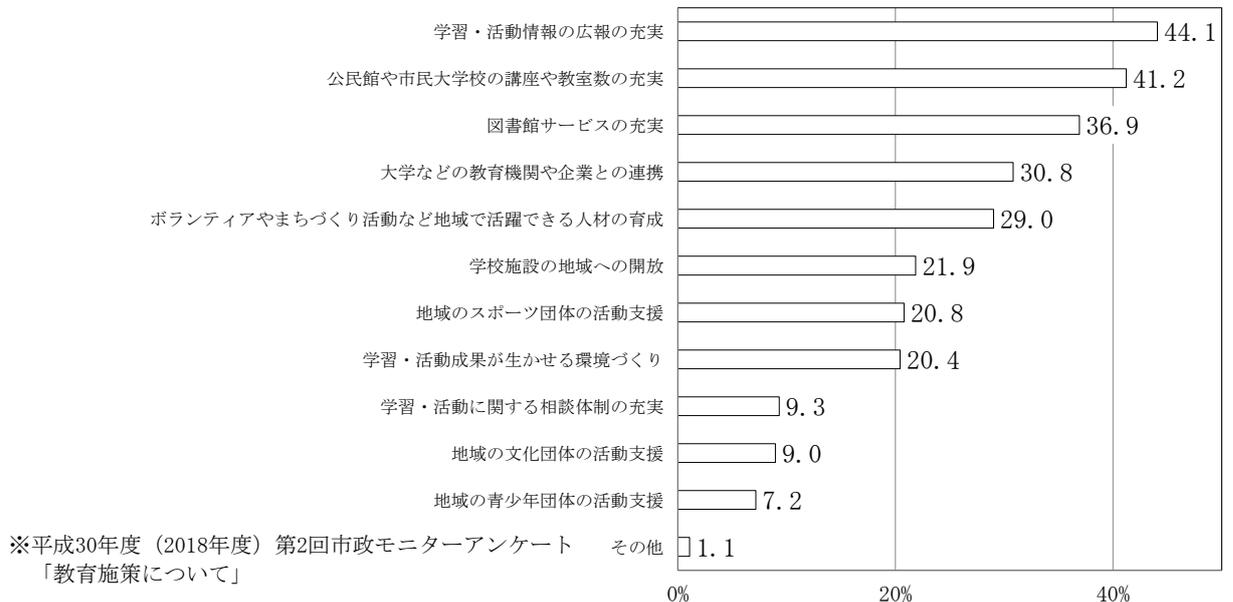
【文化活動への参加方法(複数回答)(回答者数:243)】



※平成27年度(2015年度)第3回市政モニターアンケート「船橋市の文化について」

20 市政モニターアンケート: 広く市民意識を把握するため、市政モニターを対象に行うアンケートのこと。市政モニターは、地域・年代・性別などを考慮して選出し、任期は1年。

【あなたは、本市における生涯学習を充実するために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか（3つまで選択可）（回答者数：279）】



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			現状	目標(R6)
市民の力活用事業 (公民館)	市民の持つ知識や経験を活用し、市民と公民館が協働して子供をめぐる問題や防犯・防災・環境・介護など、地域の諸課題に関する講座や集会活動を行い、地域力の活性化と地域活動団体の育成を図る。	実施事業数	9事業 (H30)	15事業
市民主体の音楽文化の振興 (1-3-2再掲) (文化課)	市民の音楽活動が盛んであることを生かし、市民ボランティアが主体的に事業の企画・運営を行う「ふなばし音楽フェスティバル」を開催し、音楽文化の振興を図る。	「ふなばし音楽フェスティバル」事業のアンケートで「よかった・楽しめた」と答えた割合	97.5% (H30)	100%
市民と図書館との協働事業 (西図書館)	地域で活動する市民との連携を図り、図書館での市民活動を推進する。また、図書に係わる各種ボランティアとの連携を深め、活動を支援する。	図書館と市民が連携し企画・実施した事業の回数	10回 (H30)	12回

施策2 地域で活躍できる人材の育成

市民が生涯にわたって学び続け、その成果を個人の生活や地域での活動に生かすことができるよう学習環境を提供します。

また、ライフスタイルの変化や高齢化などを背景に学習ニーズが多様化していることから、社会の変化に対応した豊かで活力のある生涯学習社会を実現するため、様々な学習機会の充実を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
ふなばし市民 大学校の充実 (社会教育課)	ふなばし市民大学校のカリキュラムを社会変化に応じて適宜見直し、市民の生涯学習機会の充実を図るとともに魅力ある大学校運営を行う。	修了生のアンケートによる満足度		
		①まちづくり学部 ②いきいき学部	①92% ②83% (H30)	①95% ②95%

ふなばし市民大学校



3.基本方針 2 家庭と地域の教育力向上を図ります

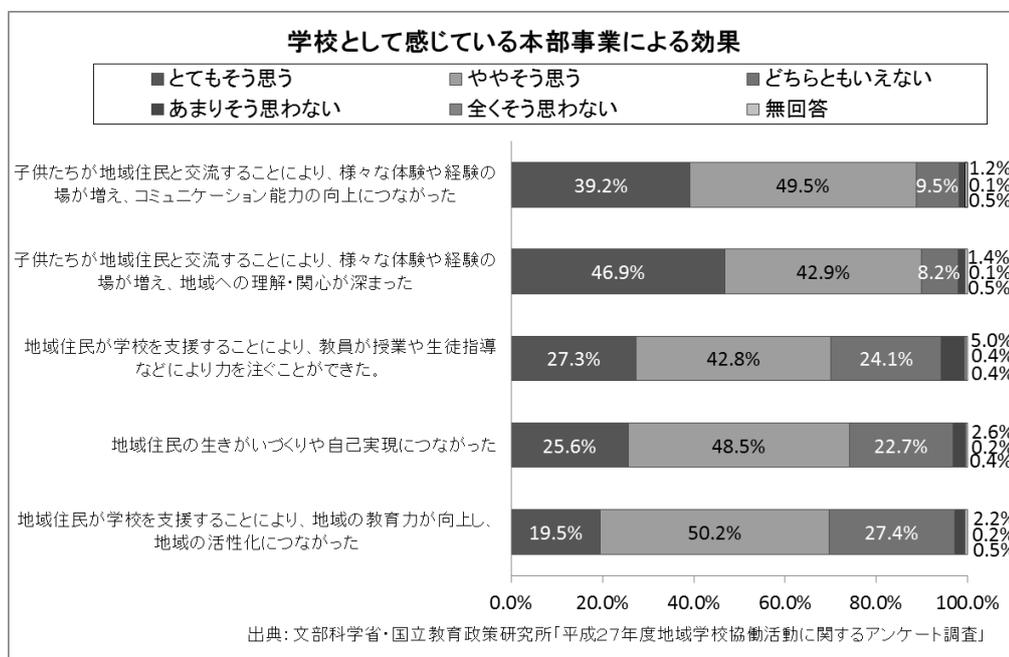
推進目標 1 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の子供を地域で守り育てる体制の構築

施策 1 学校、家庭、地域の連携・協働の推進

教育基本法第 13 条において「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定されているように、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子供を育てることが重要です。また、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対しても、学校と地域が連携・協働して対応することが求められています。

本市では地域全体で学校を支援していく体制づくりを推進し、地域の教育力が向上することを目指して、平成 21 年度(2009 年度)から学校支援地域本部事業に取り組んでいます。各中学校区を単位に地域のボランティアを主体とした学校支援地域本部を設置し、交付金を交付することで、活動を支援しています。

平成 27 年度に国立教育政策研究所が学校に対して行ったアンケートからは、子供たちと地域が交流することで、子供たちのコミュニケーション能力や地域への理解・関心が高まるなどの効果があることが読み取れます。今後も活動を通して学校、家庭、地域の連携を図るとともに、地域と学校が相互に連携・協働する地域学校協働活動²¹や、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度²²（コミュニティ・スクール）の導入に向けた研究を進めていきます。



21 地域学校協働活動：地域の高齢者、保護者、PTA、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動。

22 学校運営協議会制度：保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて協働していく仕組み。

基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります
 推進目標1 学校、家庭、地域の連携を強化し、
 地域の子供を地域で守り育てる体制の構築

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
学校支援地域本部事業 (社会教育課)	中学校区を単位に学校支援地域本部を設置し、その活動に要する経費の一部を助成する。	学校支援地域本部を設置している中学校区の数	14 (H30)	26

施策2 子供たちの体験・交流活動などの推進

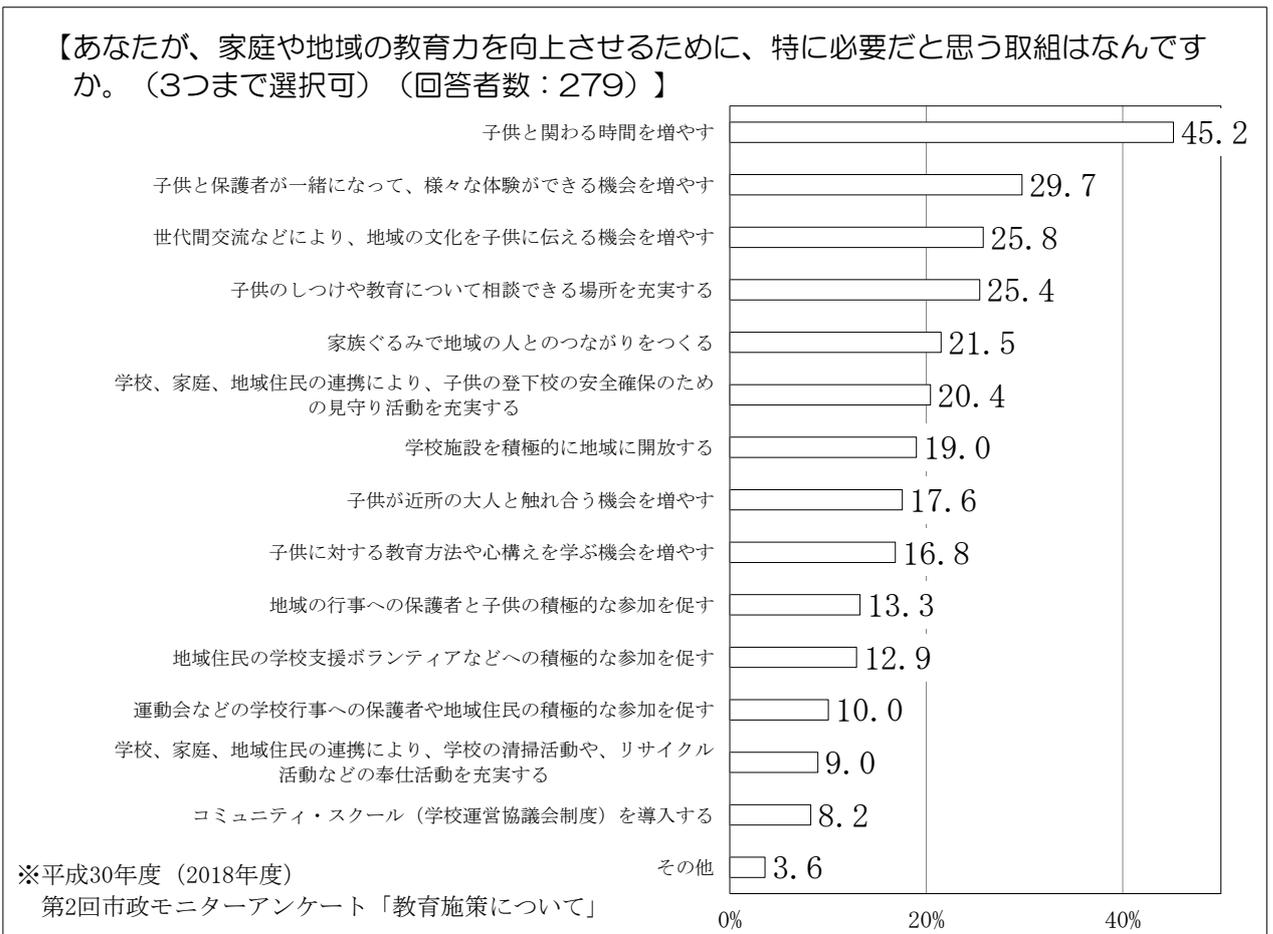
少子化、核家族化や技術革新による生活の利便性の向上などにより、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しており、集団生活や異年齢交流など子供たちの様々な体験・交流活動の機会が減少しています。

平成30年(2018年)第2回市政モニターアンケートでは、「子供と保護者が一緒になって、様々な体験ができる機会を増やす」ことや、「世代間交流などにより、地域の文化を子供に伝える機会を増やす」ことが大切であるとする意見が多く、子供たちの体験・交流活動の機会を増やすことが求められています。

そこで、子供たちが心身ともに明るくたくましく成長することを目的に、家庭・学校・地域・行政機関が密接な連携のもと協働で自然体験・交流活動・放課後等の居場所の確保などを総合的に実施します。

放課後子供教室 活動風景





【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			現状	目標(R6)
放課後子供教室推進事業 (教育総務課)	心豊かでたくましい子供を社会全体で育むため、小学校の余裕スペース等を活用して、子供たちの活動拠点を確保し、放課後等における様々な体験活動や交流活動等を支援する。	全児童数に対する平均利用者数(日)の割合	4.5% (H30)	7.0%
ハッピーサタデー事業 (公民館)	千葉県の「少年の日」(毎月第3土曜日)に併せ、行政と地域の団体や地域住民たちが連携を図り、公民館において子供たちがスポーツや文化活動に親しめる事業を実施する。	年間延参加人数	74,249人 (H30)	75,000人

基本方針2 家庭と地域の教育力向上を図ります
 推進目標1 学校、家庭、地域の連携を強化し、
 地域の子供を地域で守り育てる体制の構築

施策3 青少年健全育成の推進

少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、地域における地縁的なつながりの希薄化が指摘されています。

そこで、青少年の健全育成を目的に、行政と市内の青少年団体、青少年相談員²³、青少年育成団体、青少年補導委員²⁴等との協働により、少年少女交歓大会や青少年キャンプの実施など青少年健全育成事業を行っています。

しかし近年は、青少年健全育成事業に携わっている人たちの減少や高齢化が課題となっています。

そこで、青少年健全育成活動を行っている団体に対する支援を行い、その団体の活動に参加する子供や保護者等、地域住民に青少年健全育成活動に関心をもってもらい、地域の子供を地域全体で育てるという意識を高め、青少年健全育成を推進します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
青少年相談員の活動 (青少年課)	青少年の健全育成を推進するため、青少年相談員が主催事業として「青少年キャンプ」や「つどい大会」を実施するほか、「少年少女交歓大会」や地域のイベントに協力する。	年間延参加人数	12,145人 ※内、相談員の年間延参加人数 1,345人 (H30)	14,000人
街頭補導活動 (青少年センター)	青少年非行の早期発見、未然防止を目的に、市内7地域のセンター補導 ²⁵ と市内12地区の地区補導 ²⁶ を毎月原則28回実施する。	年間延補導従事者数	2,984人 (H30)	3,200人

23 青少年相談員：青少年の健全育成を推進するために、船橋市長及び千葉県知事から委嘱を受けて、青少年の野外活動、健康、体力づくりの促進、地域での青少年活動を行う制度ボランティアのこと。

24 青少年補導委員：青少年非行の早期発見・未然防止のため、主たる業務である街頭補導活動に組織的・計画的に従事するほか、地域における青少年非行の情報収集・連絡を行う。

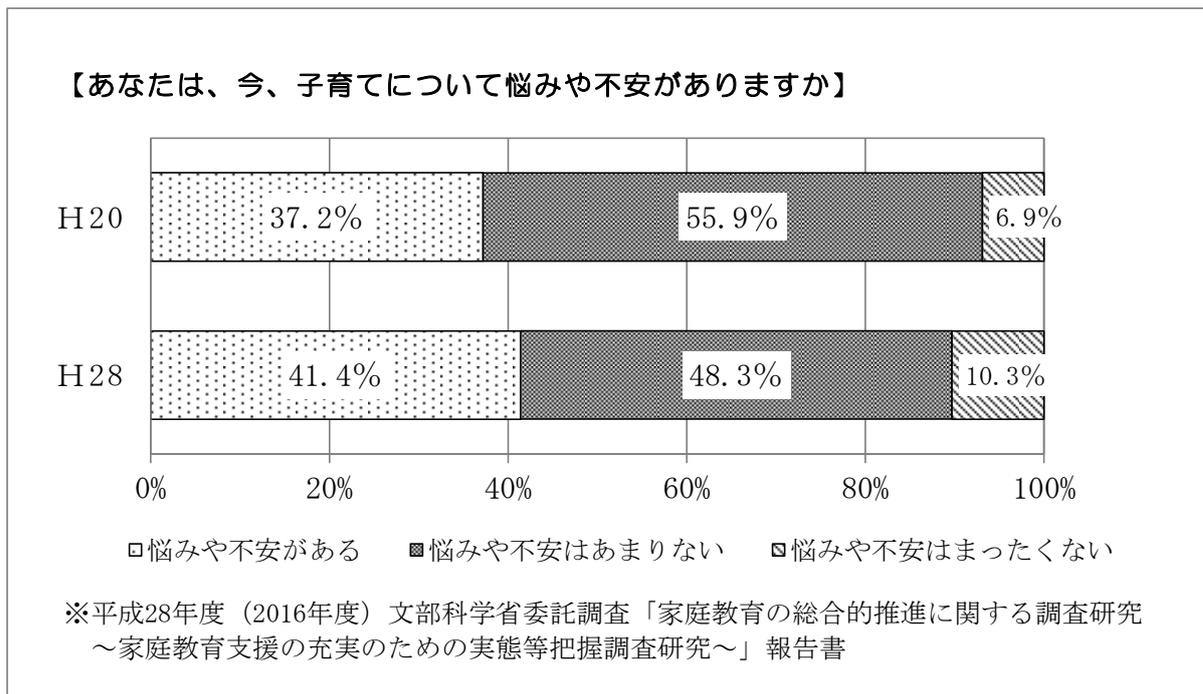
25 センター補導：青少年センター職員が実施する街頭補導。

26 地区補導：青少年補導委員が地区別に実施する街頭補導。

推進目標 2 子育て支援と家庭の教育力の向上

施策 1 家庭教育支援の整備・充実及び情報と場の提供

少子化、核家族化、社会や経済の急激な変化に伴う子育て環境の著しい変化により、家庭における教育力の低下が懸念されています。子供が健全に成長する上で保護者が担う家庭教育の役割は重要であり、家庭教育の第一義的な責任者は保護者となります。しかし、平成 28 年度文部科学省委託調査では、子育てについて悩みや不安がある家庭は 40%を超えていることから、子育てに悩みや不安を抱く保護者に対し、関係機関や地域団体と連携し、家庭教育に関する講座、講演会などの学習機会や保護者同士の交流の場を提供するとともに、様々な情報提供を行うなど、家庭教育支援に取り組みます。

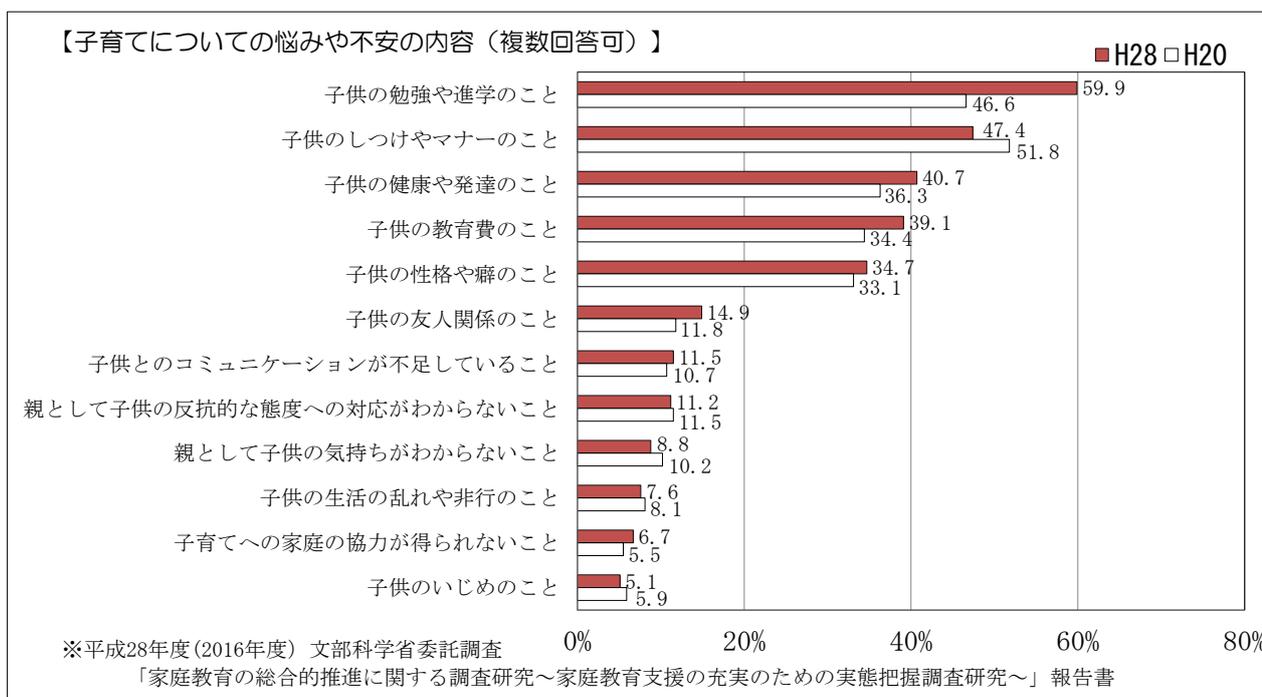


【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
家庭教育に関する情報の提供 (公民館)	福祉部門やその他関係部門と連携し家庭教育に関する講座や講演会等において情報を提供する。	実施事業件数	56件 (H30)	60件
家庭教育セミナー (公民館)	家庭の教育力向上を図るため、市内小・中・特別支援学校のPTAと公民館が協働してセミナーを開催し、家庭教育に関する学習機会と情報を提供する。	参加者の満足度	85% (H30)	90%

施策2 幼児期の教育支援の充実

近年の少子化、核家族化、共働き家庭の増加により、子育てに不安を抱く保護者に対し幼児期からの発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するとともに、父親も参加した親子の触れ合いや親同士の交流などを関係機関・地域団体と連携し積極的に実施し、子育て世代を支援します。



【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
子育て支援事業(子育てサロン) (公民館)	子育ての不安解消を図るため、関係機関や地域団体と連携し、子育て中の保護者を対象に、子供とのふれあい、子育てのアドバイスや相談、保護者同士の交流、仲間づくりの場として、子育て支援事業を実施する。	参加者の満足度	78% (H30)	90%

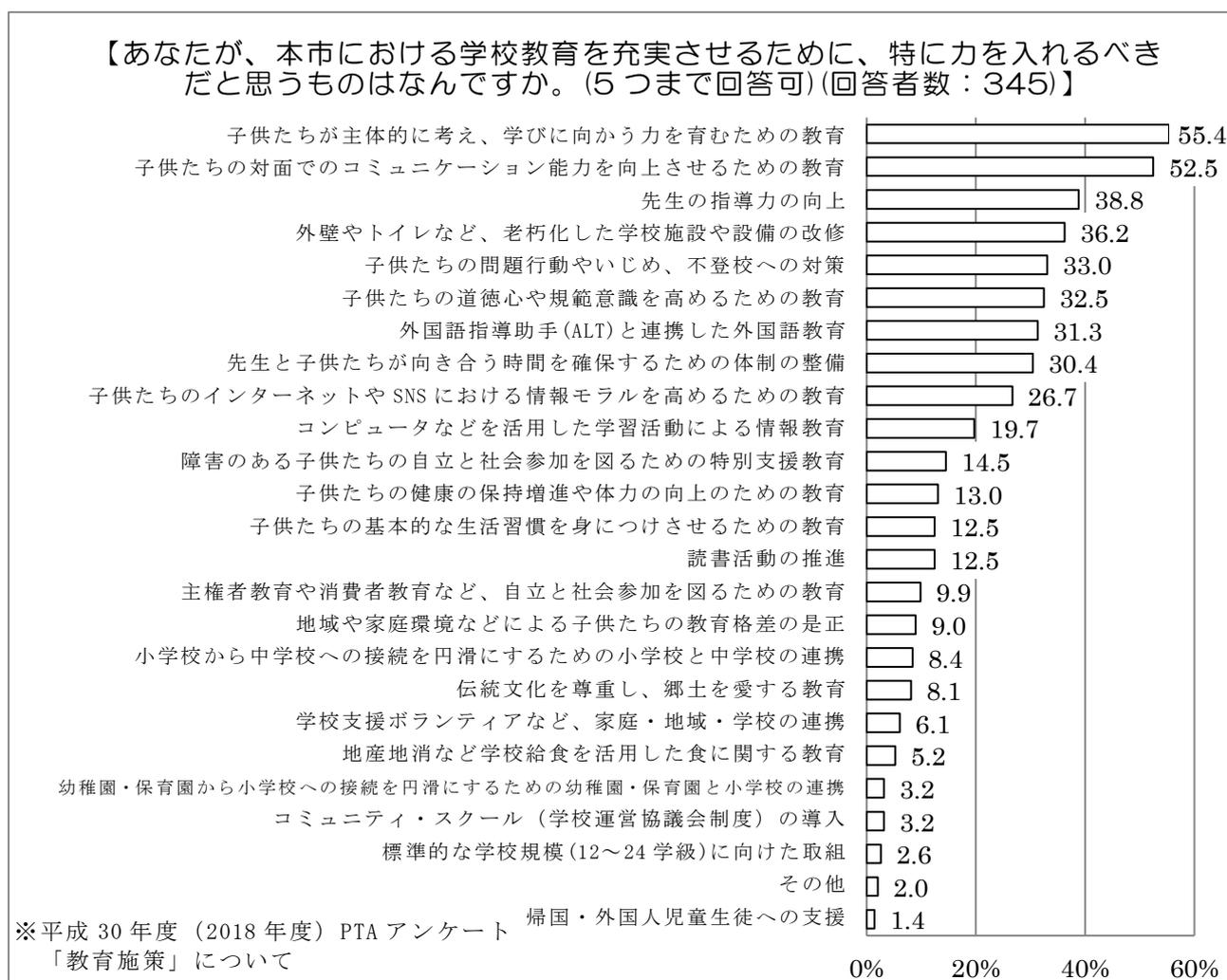
4.基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります

推進目標1 学習指導の改善による学力の向上

施策1 「わかる授業」の推進

教育施策についてのPTAアンケートでは、「子供たちが主体的に考え、学びに向かう力を育むための教育」に力を入れるべきとの回答が55.4%と最も多くなっています。

本市では、児童生徒が主体的に学習に取り組み、わかる喜びや達成感を感じる授業を展開するため、指導主事²⁷が各学校の研修会や授業研究に参加し、教員の指導力向上を図っています。特に、「確かな学力の向上」や「現代的教育課題」等を研究課題として研究学校²⁸を指定したり、学校訪問や要請訪問等で指導・助言を行ったりしています。これらの研究学校等の研究を充実させるとともに、その成果を踏まえ、各学校で児童生徒の実態に即した授業を推進することが課題です。



27 指導主事：学校教育に関する専門的事項(教育課程・学習指導等)についての識見を有する教育委員会職員。

28 研究学校：現代的教育課題について学校内で研究及び検証することを船橋市教育委員会が委託した学校。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標 (R6)
授業研究の奨励 (指導課)	各学校における校内研究体制の整備と授業研究の実施を奨励し、学校訪問や要請訪問に指導主事を派遣し、若年層教員の能力や適性に応じた指導・助言を行い、授業力の向上を図る。	授業研究への指導主事派遣校数	73校 (H30)	81校
小学校社会科副読本「わたしたちの船橋」の改訂 (総合教育センター)	編集委員会を設置し、毎年、副読本の内容の見直しや資料の更新を行い、児童にとってわかりやすい副読本を作成する。学習指導要領に沿った指導の手引も作成する。	小学校を対象としたアンケートの満足度	—	80%

社会科副読本「わたしたちの船橋」



施策2 一人一人に応じたきめ細かい授業の推進

各小・中学校では、算数・数学や英語の授業で、学習集団の規模を小さくした少人数指導や学習サポーターと連携した授業を取り入れています。また、市内の全ての小学校に授業の支援を行うために、教職を目指す大学生や地域人材等を学習サポーターとして各小学校に2人以上派遣し、一人一人に応じたきめ細かい授業を推進しています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
学習サポーター派遣事業 (指導課)	子供たち一人一人の個に応じた学習支援や教育活動全般に関する指導援助を行うために、協力大学と連携し、教員志望の意欲ある学生等を学習サポーターとして市内全小学校に配置する。	①学習サポーター配置数 ②学習サポーター延派遣回数	①133人 ②3,257回 (H30)	①150人 ②3,300回
少人数指導の充実 (指導課)	学習集団の規模を小さくした少人数指導を実施する。算数、数学、理科等で個に応じた指導を行うことにより、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、思考力、判断力、表現力を高める。	少人数指導の実施率	—	100%

学習サポーター



施策3 主体的な学習活動の奨励

児童生徒が主体的に学習に取り組み、わかる喜びや達成感がある授業を展開するため、指導主事が各学校の研修会や授業研究に参加し、教職員の指導力向上を図っています。特に「確かな学力の向上」等を研究課題として、研究学校を指定し学校訪問等で指導・助言を行っています。これらの研究学校等の研究を充実させるとともに、その成果を踏まえ、各学校で児童生徒の実態に即した授業を推進することが課題です。

児童生徒の主体的な学習活動を発表できる場として、社会現象に関する調査研究や科学研究などを論文・工夫作品としてまとめる活動を奨励し、思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。また、総合教育センターで開催される船橋市教育フェスティバルにおいて作品展を実施し、社会科、理科学習への興味関心を高めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
社会科作品展 (総合教育センター)	市立小・中・特別支援学校の児童生徒を対象とした社会科作品展を開催する。また、出品作品等を載せた社会科作品集を刊行する。	出品校数	全校 (R1)	全校
科学論文・工夫作品展 (総合教育センター)	市立小・中・特別支援学校の児童生徒を対象とし、「夏休み自由研究相談会」を行い、児童生徒科学論文・工夫作品展を開催する。また、出品作品等を載せた船橋市児童生徒科学論文・工夫作品集を作成する。	出品校数	79校 (R1)	全校

社会科作品展



科学論文・工夫作品展



推進目標 2 今日的な教育課題に対応する教育の推進

施策 1 国語教育の充実

国語力向上推進委員会を設置し、国語力向上と読書活動の振興を図っています。

OECD²⁹の PISA 調査³⁰によると、読書量が多い生徒ほど読解力の得点が高いという結果が示されており、国語力の向上と読書活動の振興は切っても切れない関係にあります。国語力向上推進については、船橋版漢字検定「いいかんじ」や児童生徒に古文・漢文、俳句・短歌・百人一首、唱歌や近代文学の冒頭部分を暗唱するための資料「暗唱のすすめ」を作成し、船橋市こどもホームページに掲載しています。読書活動の振興については、市内全小・中学校の学校図書館での総貸出冊数の目標を毎年設定し、読書量の向上を図っています。また、学校全体で取り組むことのできる図書紹介カード「ふなばし『本の虫』³¹」を作成し、各学校で活用を呼びかけています。今後も国語教育充実のための資料作成や活用方法の研究等の取組を継続します。

現在、市立小・中・特別支援・高等学校に学校司書を配置し、小・中学校では学校図書標準を全校で達成し充実した蔵書数を維持するなど、学校図書館活用の推進を図っています。図書物流システムについては、現在、学校図書館と公立図書館をオンラインで結び、各学校図書館及び公立図書館 4 館の蔵書の相互貸借を毎週 1 回実施しています。今後は、第三次船橋市子供の読書活動推進計画を推進しながら更なる読書活動の充実を図っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

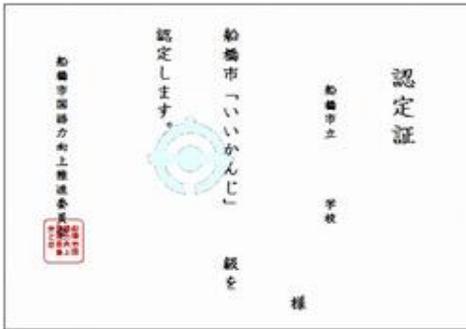
事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
国語力向上推進 (指導課)	国語力向上推進委員会において、各学校における読書活動の振興を図り、国語教育の充実と児童生徒の国語力の向上を図る。	学校図書館の総貸出冊数	383 万冊 (H30)	450 万冊

29 OECD (経済協力開発機構) : 自由主義経済発展のために協力することを目的に 1961 年に設立された国際機関。

30 PISA 調査 : OECD 加盟国の義務教育終了段階の 15 歳児を対象に、2000 年から 3 年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの 3 分野で実施。前回 2015 年調査からコンピュータ使用型調査に移行。

31 ふなばし「本の虫」 : 各学校における学校図書館利活用の推進と読書指導の充実を目的として児童生徒及び教職員が活用できる図書のおすすめカード。

基本方針3 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります
 推進目標2 今日的な教育課題に対応する教育の推進



「いいかんじ」認定証



ふなばし『本の虫』

施策2 小中一貫英語教育の推進

全ての小学校を教育課程特例校³²として第1学年から第6学年まで英語の授業を実施しています。中学校においては、小学校の学習事項を生かして「聞く力」・「話す力」を更に伸ばすとともに、「読む力」・「書く力」の指導にも力を入れ、総合的な英語力の向上を図っています。今後は、学習指導要領に沿いながら、各小・中学校の実態に即して、一層円滑な接続を目指すとともに、児童生徒の英語力向上のために授業内容や指導方法の工夫・改善を進めていく必要があります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	
		現状	目標(R6)
小中学校英語指導研修会 (指導課)	小・中学校が互いに英語の授業を参観し、各中学校区を中心として英語指導に関する情報交換や協議を行うことにより、小中連携を深め、9年間の英語教育の一層の充実を図る。	研修後のアンケートの満足度で肯定的な評価の割合	— 90%
小中連携英語教育の推進 (指導課)	中学校卒業時まで、英語によるコミュニケーションができる子供たちの育成を目指し、指導方法、カリキュラム作成に関して義務教育9年間の連携を推進する。	実施中学校区数	14中学校区 (H30) 27中学校区

32 教育課程特例校：学校教育法施行規則第55条の2に基づき、文部科学大臣が指定する学校。学習指導要領等によらない教育課程を編成、実施できる。

施策3 理数教育の充実

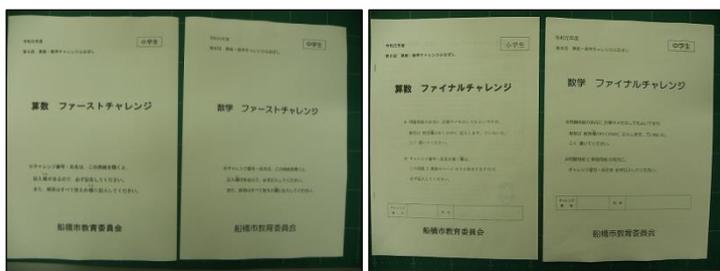
平成30年度(2018年度)実施の全国学力・学習状況調査³³において、理科が好きな児童(小学6年)の割合は、84.6%と高く、その理由は「観察や実験があるから」が多くなっています。しかし、同調査で中学3年生の理科が好きな生徒の割合は64.0%で、小学校に比べて低くなっています。また、算数・数学が「将来社会に出た時に役に立つ」と答えた児童生徒の割合が、小学6年生で89.4%、中学3年生で68.2%と全国平均をやや下回っています。

理科の観察、実験の更なる充実を図り、算数・数学の基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせるために、児童生徒の理科、算数・数学に対する興味関心を高めるとともに学力を高める取組を進めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
プラネタリウム学習投映 (総合教育センター)	幼稚園・保育所等を対象にした学習投映では、科学的興味関心の下地となる、夢のある、楽しい内容を提供していく。小・中・特別支援学校を対象に、学習指導要領等に基づき、効果的な学習投映を行っていく。	小・中・特別支援学校を対象としたアンケートの満足度	100% (H30)	100%
「算数・数学チャレンジふなばし」の開催 (総合教育センター)	算数・数学チャレンジふなばし実施委員会において、小学6年生と中学3年生を対象とした問題を作成し、審査会を実施する。	小・中学校の参加校数	全校 (R1)	全校

算数・数学チャレンジふなばし



33 全国学力・学習状況調査：毎年、小学校6年生及び中学校3年生を対象に、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握するための調査。教育施策の成果と課題の検証及び改善と学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的としている。

施策4 主権者教育の推進

平成27年(2015年)10月に策定された船橋市教育大綱の留意する4つの取組の一つに、「主権者教育の研究と導入」が位置付けられています。

本市では主権者教育を「主権者としての自覚を培う教育」と定義付け、社会に関心を持ち、より良い社会の在り方を主体的に考え、判断し、他者と協働しながら課題を解決しようとする資質・能力を育むことを目指しています。

本市の主権者教育は、教科等の学習に租税教育や消費者教育、環境教育などを関連付けるとともに、あらゆる学校教育活動を通して実践し、主権者としての義務や権利を学びます。こうした取組は、主権者教育推進会議・主権者教育推進委員会において主権者教育の現状や課題を共有し、本研究を深められるよう努めています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
主権者教育の研究 (指導課)	将来社会の中で協調し、自立できる子供を育成するため、主権者としての自覚を培う教育の研究を推進する。	主権者教育に係る実践や成果に関する報告集の発行回数	年1回 (H30)	年1回
主権者教育推進会議・主権者教育推進委員会 (指導課)	本市の主権者教育に係る課題を把握するとともに、本研究の推進に資するために、学校教育部長を会長とする主権者教育推進会議、主権者教育推進委員会を開催する。また、会議内容や決定事項等を全校に周知する。	会議内容・決定事項等の通知回数	—	年3回

主権者教育の実践



模擬投票の様子



施策 5 消費者教育の推進

各学校では、学習指導要領に基づき社会科、家庭科(小学校)、技術・家庭科(中学校)等の教科において発達段階に応じた消費者教育を行っています。消費者としての望ましい在り方を追究するために、教科の学習だけではなくライフステージに応じた体系的な教育を行っています。消費者としての権利や義務等を確実に身に付け、消費者市民社会³⁴の形成に参画できる子供たちの育成を目指していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
消費者教育の 充実 (指導課)	子供たちが身近な消費者問題に目を向けたり、権利と責任・義務を学んだりすること等を通して、将来、自立した消費者として安心して安全で豊かな消費生活を営むために、発達段階に応じた教育活動を推進する。	学校訪問等により指導・助言した学校数 (4年サイクルで市立全校)	21校 (H30)	21校 (4年サイクルで市立全校)

施策 6 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する船橋市民の育成を図るために、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育の充実を図っています。

社会の国際化が進展する中で児童生徒が我が国の伝統や文化を理解するとともに、誇りを持てるようにすることが重要です。国際理解を進めるためにも、各教科等で、我が国の伝統や文化に触れる学習活動を積極的に展開します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
伝統的な言語文化に触れる活動の充実 (指導課)	古典の音読、暗唱を通して我が国の言語文化に親しみ、愛情を持って享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させる態度を育成するため、各学校の授業における「暗唱のすすめ」の活用を図る。	小・中学校で「暗唱のすすめ」を授業に活用した学校数	—	81校

34 消費者市民社会：消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。

施策7 その他の今日的な教育課題に対応する教育の推進及び充実

各学校では、社会科・理科・生活科・家庭科・特別活動・総合的な学習の時間³⁵等を活用して、教科横断的な学習を進めています。その中で、財政を支える租税の重要性に鑑み、児童生徒に対して税に関する正しい理解と知識が身に付くよう租税教育を推進し、自然環境や資源の有限性等に目を向け、持続可能な社会の担い手となる児童生徒の育成のために環境教育の充実を図っています。また、児童生徒が将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現する資質を育成するために、キャリア教育を充実させていきます。さらに、情報社会を生きていく児童生徒に必要な資質の向上、能力を育むためにプログラミング教育を推進していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
租税教育の推進 (指導課)	租税教育推進協議会が実施する租税教室、中学生の税に関する作文コンクール、租税に関する資料の配布等に協力して市内小・中学校の租税教育の推進を図る。	①租税教室の実施率 ②「中学生の税についての作文」応募数	①95% ②3,317点 (H30)	①100% ②3,600点
環境教育の推進 (指導課)	持続可能な社会の実現に向けて、主体的に参画する態度を養うために各小・中学校の総合的な学習の時間において環境について学ぶ単元 ³⁶ の設定を推奨する。また、小学校の校外学習等で「ふなばし三番瀬環境学習館」や科学館等を見学コースに設定することを推奨し、環境教育の推進を図る。	①総合的な学習の時間における環境教育に関する単元の設定率 ②小学校における校外学習等での環境教育の実施率	①85% (H30) ②-	①100% ②100%

「ふなばし三番瀬環境学習館」を活用した環境教育



35 総合的な学習の時間：探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標とした学習。

36 単元：児童生徒の学習過程における一連の学習活動の「まとまり」。

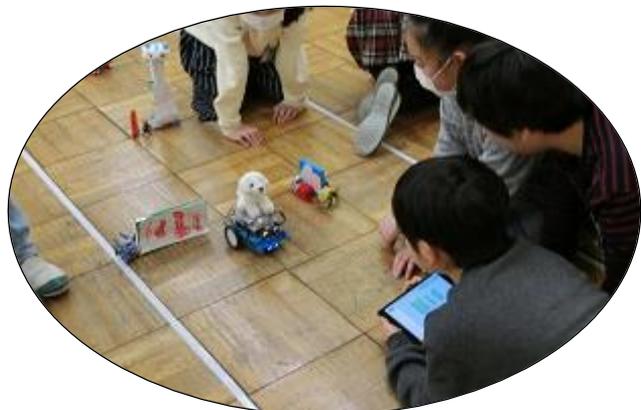
事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			現状	目標(R6)
プログラミング教育の推進 (総合教育センター)	児童生徒に情報や情報技術を問題解決の手段として活用していく資質・能力を育てるために各学校でプログラミング教育を円滑に実施できるよう環境整備を進め、評価・見直し・改善を図られるよう指導・助言を行う。	プログラミング教育を実施した小学校の割合	48% (H30)	100%
キャリア教育の推進 (指導課)	小学校から高等学校を通じて、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげるために「キャリア・パスポート ³⁷ 」活用の推進を図る。	「キャリア・パスポート」が有効的に活用された学校の割合	—	100%



キャリア教育



プログラミング教育



37 キャリア・パスポート：小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。

5.基本方針4 豊かな心を育成し社会性を高めます

推進目標1 道徳的実践力の向上と規範意識の向上

施策1 道徳教育・人権教育の推進

道徳教育においては、千葉県における道徳教育の主題「『いのち』のつながりと輝き」を踏まえ、豊かな心の育成と社会性を高める教育を推進しています。平成30年度(2018年度)から道徳の教科化が始まったことを受け、学習指導要領に示された「考え、議論する道徳」「体験的な学習」「問題解決的な学習」等を取り入れた授業改善を図っていくことが課題です。また、道徳の授業を家庭、地域に公開することにより、家庭や地域と連携した道徳教育を展開することを推進しています。平成30年度(2018年度)に、道徳の授業を公開した学校は、小学校で100%、中学校で85%であることから、特に中学校での授業公開を推進し、家庭・地域との連携が図られるよう努めていきます。

人権教育においては、学校教育活動全体を通して、人権感覚の育成に努め、児童生徒一人一人が一人の人間として大切にされるという実感が持てる学校づくりを推進しています。小・中学校では、「人権作文コンテストへの参加」「人権の花運動」「人権教室」の取組を通し、心豊かな児童生徒の育成を図っています。更に人権教育の充実に努めていくことが課題であるので、今後も、人権教育全体計画及び年間指導計画の見直しを図っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
学校における道徳教育の実践への支援 (指導課)	学習指導要領に示された「考え、議論する道徳」「体験的な学習」「問題解決的な学習」等を取り入れた授業改善への指導・助言と教員研修の充実に努める。	学校訪問や要請訪問等により指導・助言や研修を行った学校数 (2年サイクルで全校)	①小学校 27校 ②中学校 13校 (R1)	①小学校 27校 ②中学校 13校 (2年サイクルで全校)
道徳授業の公開 (指導課)	道徳の授業を公開することにより、家庭と地域社会との連携を一層図るとともに、地域の教育力を生かし、地域ぐるみで豊かな心の育成に努める。	授業公開を行った小・中学校数	77校 (H30)	81校

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			①10校 (H30)	①10校 (5年サイクルで全校)
人権教育の充実 (指導課)	小学校の「人権の花運動」「人権教室」への取組や、重点校の中学校における「全国中学生人権作文コンテスト」などを通して、心豊かな児童生徒の育成を図る。また、児童生徒の実態に合わせて学校ごとに計画の見直しを行っていく。	②人権作文に取り組んだ中学校数	②9校 (H30)	②9校 (3年サイクルで全校)

施策2 ボランティア活動等の推進

各学校ではボランティア活動を総合的な学習の時間や特別活動等で行っています。

少子高齢化が急激に進む社会において、ボランティア活動を活性化させることが非常に重要になってきます。ボランティア活動などの体験活動の中で、児童生徒の道徳性を養い、豊かな心を育てます。今後は、家庭や地域とも連携して体験活動の充実を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			—	81校
ボランティア活動等の体験活動の推進 (指導課)	体験活動の内容に応じて、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切に作る心、他人を思いやる心などの豊かな人間性の育成に努める。	ボランティア活動等の体験活動を取り入れた学校		
福祉教育の推進 (指導課)	高齢者施設等の社会福祉施設を訪問してふれあい・交流活動、車椅子やアイマスクの疑似体験をするなど、「福祉」についての学習が深まるように指導・助言に努める。	総合的な学習の時間の課題として福祉学習を取り入れている小・中学校の割合	81.4% (H30)	85%以上

推進目標2 コミュニケーション能力と社会性の向上

施策1 人間関係づくり活動の充実

学校生活においては、いじめや暴力行為、不登校などの問題があります。また、家庭生活においても、少子高齢化や習い事や塾通い、遊び場所の不足等で子供を取り巻く生活環境が大きく変化しています。

今後も各教科等で体験活動を重視するとともに、指導の過程に人間関係づくりのための活動を明確に位置付け、実態に応じて行っていくことが必要です。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			異年齢交流活動の推進 (指導課)	友達と協力することの大切さや思いやりの心を育てるため、異年齢交流の現状の把握に努め、要請訪問や学校訪問を通して、異年齢交流の意義と効果について指導を重ね、一層の充実を目指す。

施策2 話し合い活動の充実

言語は、思考や判断、表現、コミュニケーション、感性・情緒等の基盤であることから、学校では教科等で言語活動を重視して授業を進めています。

教育施策についてのPTAアンケートでは、「子供たちの対面でのコミュニケーション能力を向上させるための教育」に力をいれるべきとの回答が52.5%と2番目に多くなっています(55頁のグラフ参照)。

児童生徒が体験不足や人間関係を構築できない現状があることから、学級活動において、話し合いを中心とした言語活動の充実を図っていく必要があります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			学級活動の中での話し合い活動の充実 (指導課)	要請訪問や学校訪問を通して、より良い人間関係が形成されるよう、学級活動における話し合い活動の充実に向けて、指導・助言を行う。

推進目標 3 生徒指導の機能の向上

施策 1 生徒指導体制の充実

生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で、重要な機能を果たすものです。生徒指導上の問題行動は低年齢化及び広域化しています。それは規範意識の低下、価値観の多様化、スマートフォンやインターネット等の情報関連機器の普及等に伴う多様な問題から生じ、その対応がますます困難になってきています。

生徒指導に対する教師の指導力の更なる向上と校長を中心とした組織的な生徒指導体制を充実させるとともに、関係機関との適切な連携を図っていきます。また、情報教育に関しては情報モラル教育を推進していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
小・中・特別支援学校生徒指導研修会 (総合教育センター・指導課)	研究協議、情報交換、講演会等を行い、生徒指導担当教員の指導力向上とともに、各学校における生徒指導上の問題に係る取組の充実を図る。	研修後のアンケートの満足度	86% (R1)	90%
生徒指導に関する学校訪問 (指導課・青少年センター)	各学校における不登校や問題行動等の実態を把握し、その対応及び学校体制づくりについて協議するとともに助言・支援を行う。	全小学校での学校訪問による助言・指導回数	年2回 (H30)	年2回

施策2 いじめ問題への対応

いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうる問題であることを認識し、対策を講じなければならない重要課題です。本市における小・中学校の認知件数は年々増加していますが、これは、各学校におけるアンケート調査や教育相談体制の充実など、いじめの早期発見に努め、早期対応及び早期解決に向けて各学校が取り組んでいる結果と考えられます。各学校が策定した「いじめ防止対策基本方針」による効果的ないじめ問題への取組を行うとともに、いじめや人権に関する教員研修や児童生徒によるいじめ撲滅の取組を充実させることで、児童生徒がいじめを訴えやすい環境の整備と、いじめの早期解消に向けて迅速かつ組織的な対応に努めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
いじめ問題に関する取組の充実 (指導課)	各学校のいじめ問題に関する現状と取組状況をⅠ期(4月～7月)、Ⅱ期(9月～12月)調査し、分析結果を資料とし、いじめ対応に関する助言・支援を行い、各学校の取組の充実と継続性を図る。	いじめの解消率	90% (H30)	100%

施策3 学校教育相談体制の充実

児童生徒の学校生活や友人関係、家庭環境等の問題が、問題行動や学校生活への不適応の原因になっていることが多くあります。問題を深刻化させることなく解決を図るため、児童生徒の悩みを学校が早期に把握し対応するなど、学校教育相談体制の整備は生徒指導上、重要な役割を持っています。

学校における教育相談の充実、スクールカウンセラー³⁸やスクールソーシャルワーカー³⁹の配置と効果的な活用、研修会や学校訪問による教職員の資質の向上等を図り、学校教育相談体制の充実に努めます。

38 スクールカウンセラー：学校現場において、児童生徒及び保護者に対し、臨床心理に関する専門知識を生かした心のケアやサポートを行う専門家のこと。

39 スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			現状	目標(R6)
スクールカウンセラーの配置及び活動の充実 (指導課)	市立小・高等学校に配置しているスクールカウンセラーの活動の充実を図ることで、児童生徒が相談しやすい体制づくりを進め、各学校の教育相談体制を強化するとともに、関係機関との連携を図る。	教育相談体制の肯定的評価が 80% 以上の学校の割合	75% (H30)	80%
スクールソーシャルワーカー配置事業 (総合教育センター)	児童生徒の抱える問題解決に向け、学校の依頼を受け、スクールソーシャルワーカーを派遣する。	教育相談体制の肯定的評価が 80% 以上の学校の割合	75% (H30)	80%



左建物：総合教育センター 右建物：プラネタリウム館

推進目標4 情操教育の充実

施策1 音楽教育の振興

本市では、多くの市民が様々な音楽イベントにおいて多様な音楽活動を市内の各所で展開しています。こうして、生涯にわたり音楽を楽しみ心豊かに生きる素地は、音楽教育によって育まれる側面が大きく、市内の各学校において、音楽科の授業や学校行事、部活動等、様々な場で音楽活動の充実が図られています。

子供たちが質の高い音楽に触れたり楽器の演奏を経験したりできる機会をつくるとともに、音楽教育に携わる教員の指導力向上を図るための研修を実施しています。これにより、音楽教育の一層の充実を目指し、本市の子供たちの豊かな情操を養います。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			楽器貸与事業 (指導課)	音楽関係の部活動が盛んで、加入者が増えていることから、各学校からの要望に応じ、市が購入した楽器を貸与する。
学校音楽鑑賞事業 (指導課)	千葉県への支援により(公財)千葉交響楽団の鑑賞教室を開催し、児童生徒の感性を培い情操教育の充実を図る。	実施校数	9校 (H30)	9校

貸与楽器 (葛飾中学校)



貸与楽器 (法田中学校)



施策 2 文化クラブ活動の振興

市内の小・中学校では、文化クラブの活動が盛んに行われており、コンテストやコンクールなどの発表の機会を目標として設定し、日々の活動に取り組んでいます。

国、県、市が主催・共催・後援する音楽発表会、演劇発表会、英語発表会、コンクール等に出場する学校に対して補助金を交付することにより、文化クラブ活動の振興を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標		
		現状	目標(R6)	
文化クラブ対 外行事参加費 補助金 (指導課)	国、県、市が主催・共催・後援する音楽発表会、演劇発表会、英語発表会、コンクール等へ参加した学校に対し、補助金を交付する。	年間申請延学校数	283 校 (H30)	300 校

施策 3 子供の読書活動の推進

本市では、第三次船橋市子供の読書活動推進計画を策定し、「子供が読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境づくり」を目的として、家庭・地域・学校等で連携しながら、読書に親しむ機会の充実、読書環境の整備及び普及啓発活動の推進に努めています。図書館での読み聞かせや幼稚園・保育園・児童ホーム等と連携した事業の実施、図書館と学校、各学校間で図書の相互貸借を行う図書物流システムの構築など、児童生徒の図書活用の幅を広げるとともに、市立小・中・特別支援・高等学校に学校司書を配置し学校図書室の充実を図ってきました。

しかし、基本方針 1-推進目標 4-施策 1 の現状(41 頁)のとおり、学校段階が進むにつれ読書離れの傾向があります。子供が本を好きになり、読書を習慣とするには、保護者が読書の意義について理解を深め、本を介した子供との関わり合いを楽しむことが重要です。そのため、保護者にも図書館や読書について目を向けてもらえるよう、より一層の広報・啓発活動等に取り組みながら子供の読書活動を推進し、子供の豊かな情操を養います。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
船橋市子供の読書活動推進計画に基づく事業 (1-4-1再掲) (西図書館)	第三次船橋市子供の読書活動推進計画に基づき、学校、保育園、児童ホーム等の施設と連携して、乳幼児や小学生向けの事業の実施、ヤングアダルトサービスの充実、子供の読書に関わる大人向けの事業の実施等、年齢に応じた読書活動の推進に取り組む。	保護者や読み聞かせグループ等への啓発(講師派遣)	10回 (H30)	16回

西図書館



YAコーナー



おはなし会



ギャラリー



読書テラス



郷土資料室

6.基本方針 5 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります

推進目標 1 体力向上の推進

施策 1 体育指導の充実

学校体育の充実、推進のため学校体育研究校の研究実践、研究公開をはじめ、学習指導及び指導者の研修会を企画運営し成果を上げています。また、体育の授業における指導者の指導力向上・指導方法改善に向けて小・中学校要請訪問を実施し、児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わえる授業の展開を目指しています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
指導者研修会 (保健体育課)	教職員のニーズを把握し、研修会を企画している。体育主任研修会、心肺蘇生法講習会、運動部活動指導者研修会を通して、教職員の資質の向上を図るとともに指導方法に工夫の見られる授業が展開されるように努める。	各学校における研修会の実施回数	162回 (各校年間2回) (H30)	243回 (各校年間3回)
小・中学校訪問の実施 (保健体育課)	各学校の実態を踏まえ、要請訪問で体育学習に関する指導を行う。また、体育科・保健体育科の授業分析、指導方法の改善を検討し、指導者の資質と指導力の向上を図る。	要請訪問の実施率	79% (H30)	85%

体育科公開研究会



施策2 体力づくり活動の推進

各学校における体力向上推進委員会や学校保健委員会では、児童生徒の体力向上に努めています。現状として、児童生徒の1週間の総運動時間は、男女ともに運動をする児童生徒とそうでない児童生徒という二極化の状況にあります。この現状を改善するため、児童生徒に生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
小・中学校の体力テストの実施と日常的な体力づくりの推進 (保健体育課)	小・中学校における体力テストの結果を調査、分析し、その結果を各学校にフィードバックしている。教職員が自校の数値を把握し、体力向上に関する意識の高揚を図り、体づくり、体力向上を目指す取組を行う。	体力向上推進委員会の実施回数	81回 (各校年間1回) (H30)	162回 (各校年間2回)
「クラスみんな目指せ！体力船橋ナンバーワン」の取組 (保健体育課)	体育主任研修会や学校訪問・要請訪問等で本市の事業である「クラスみんな目指せ！体力船橋ナンバーワン」 ⁴⁰ への積極的な参加を促す。	小学校の実施率	61% (H30)	80%

40 クラスみんな目指せ！体力船橋ナンバーワン：児童生徒の体力向上を図るために、学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に取り組める種目を紹介し、積極的に外遊びや運動を奨励している。また、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成するとともに、記録(ランキング)を公表することにより、活動の意欲化と継続性を図ることを狙いとしている。

施策 3 運動部活動の振興

運動部顧問と船橋市小中学校運動部活動指導者派遣事業による指導者及びボランティア指導者で運動部活動の指導に当たっています。県大会をはじめ、関東・全国大会においても上位に入賞するなど優秀な成績を収め、成果を上げています。

また、各学校のニーズに応じて、部活動指導員の配置と効果的な活用を図り、運動部活動体制の充実に努めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
小・中学校運動部活動指導者派遣事業 (保健体育課)	運動部活動顧問と外部指導者で運動部の指導をするとともに、顧問の指導力の向上を目指す。	学校からの派遣要望に対する派遣率	86% (H30)	95%

総合体育館(船橋アリーナ)



総合体育館内の吉澤野球博物館資料展示室

推進目標2 健康教育の推進

施策1 学校保健の充実

各学校では様々な教育活動を通して「性に関する指導」「喫煙防止教育」「飲酒防止教育」「がんに関する指導」「薬物乱用防止教育」等の指導をし、児童生徒が自らの健康のために環境改善ができるように取り組んでいます。更に指導者の資質向上を図るため、講師による講演や学校における健康教育の実践発表を行うなど研修会の充実を図っています。健康教育研究指定校を置き、研究の成果を市内各学校に啓発しています。

今後は、学校保健委員会において地域・家庭・学校との連携を図り、学校保健の更なる充実を図ることが大切です。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
保健教育の推進 (保健体育課)	児童生徒が自らの健康に興味関心を持ち、環境改善に取り組めるよう、授業以外で健康や病気に関する指導、各種の防止教育を実施する。	小・中・特別支援学校での各種健康指導、防止教育に関する取組の実施率	—	100%
学校保健委員会の充実 (保健体育課)	学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進するために、地域・家庭・学校と連携を図り、学校保健委員会を開催する。	学校保健委員会の実施率	81.5% (H30)	90%

施策 2 食育の推進

学校給食で使用する食品の安全性及び食品に対する信頼性を確保するため、関係機関と連携協力し、産地の公表や定期的な検査と合わせて、食物アレルギーに関する対応委員会の実施に努めています。

生涯を通して心も体も健康で豊かな生活を送ることができるように、健康教育の一層の充実のため、栄養教諭・学校栄養職員と学級担任・教科担任等をはじめとする教職員が連携するとともに、各学校において「食育だより」等を活用して、家庭・保護者への啓発にも努めています。また、本市で生産された旬の農産物を学校給食に使用し、学校給食を通じて地域や地場産物への理解を深め、児童生徒・保護者等への食育の推進とふるさと船橋への思いを育みます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			—	100%
学校給食の充実 (保健体育課)	本市で生産された旬の農産物を学校給食で使用し、地場産物への理解を深め食育の推進に努める。	栄養教諭、栄養職員による給食を題材とした食育の授業の実施率	—	100%
食の安全の確保 (保健体育課)	学校給食で使用する食材の産地公表や定期的な検査を行う。	学校ホームページへの使用食材の産地公表(毎日)	—	100%

中学校給食 A 献立(米飯中心)



中学校給食 B 献立(麺またはパン中心)



7.基本方針6 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくりま す

推進目標1 教職員の指導力の向上

施策1 授業力向上のための支援体制の整備

教育施策についてのPTAアンケートでは、「先生の指導力の向上」に力をいれるべきとの回答が38.8%と3番目に多くなっています(55頁のグラフ参照)。

本市では、葛南教育事務所と船橋市教育委員会による学校訪問、要請訪問などを通して学習指導要領の趣旨の徹底や理解の促進を図っています。特に、次代を担う子供が「生きる力」を身に付けるために、キャリア教育の充実が図られるよう各学校が全体計画を作成し、その内容を把握し指導・助言できるような体制づくりを行っています。また、教科等の研究委員として教職員を委嘱し、指導資料の作成に取り組んでいます。

先進校での調査研究や民間企業等で社会体験研修に取り組み、優れた教育実践や企業の考え方、姿勢を学び教員としての資質・能力の向上を図っています。

学校教育関係教職員研修については、「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、教職員研修計画を策定し、実践的研修となるよう工夫改善の必要があります。

市内外の研究・研修の記録や専門的な教育関係の図書・資料を収集、保管し、教職員に提供し、教育実践の向上に役立てています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
各教科等の指導資料の作成 (総合教育センター)	教科等の研究委員会を設置し、指導法等について研究し提言している。授業に役立つ指導資料集を作成し、「ふなっこ・ねっと」に公開する。	指導資料活用状況アンケートの満足度	88% (H30)	100%
学校教育関係職員研修の企画と運営 (総合教育センター)	教職員の資質・能力の向上を目的として、学校経営や教科等の指導法、今日的な課題などについて、役職や経験年数に応じた研修を開催する。	研修受講者のアンケートの満足度	97% (H30)	100%

施策2 総合教育センターの研修の充実

本市では、教職経験年数が10年以下の教職員が市内の教職員の6割を占めるなど、初若年教職員の割合の増加に対応するため、指導技術の継承と若年層教職員、ミドルリーダーの指導力の向上が急務です。そこで、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び「千葉県教職員研修体系」を踏まえた本市の研修体系を見直し、キャリアステージに応じた効果的、継続的な研修を企画・運営します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
研修事業の見直しと充実 (総合教育センター)	「千葉県・千葉市教員等育成指標」に基づき、本市の教育課題を踏まえた体系的な教職員研修とする。また、受講後のアンケートで、受講者理解度を把握し、喫緊の課題に対応した研修を企画・運営する。	研修受講者の理解度	—	100%

初任者（新規採用教員）研修



推進目標2 教職員の信頼性の向上

施策1 教職員のモラル(士気)の向上と不祥事根絶

教職員のモラル(士気)の向上を図るために、全校に校内モラルアップ委員会が設置されています。管理職から教職員へ指導するトップダウン型から、自らの職責を認識し、意識の向上を図るボトムアップ型への取組が充実するよう、各学校への指導及び啓発を強化していきます。

教職員の不祥事根絶については、これまで通知文や校長会議等を通して、繰り返し指導してきました。特に個人情報流出防止については「船橋市立学校における個人情報取り扱いの手引き」「啓発ポスター」等の作成配布、個人情報管理点検カードの活用等を通して啓発に努めています。また、担当課職員の各学校訪問による不祥事根絶研修会も実施してきました。引き続き、不祥事根絶を目指し、指導を継続・強化していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
校内モラルアップ委員会活動の活性化 (学務課)	校内モラルアップ委員会が活性化され、教職員のモラルの向上が図られるよう、各学校への指導・啓発を行う。	年間計画に基づいて、モラルアップ委員会が様々な取組を行っている学校の割合	100% (H30)	100%
教職員不祥事への対応と意識改革 (学務課)	不祥事根絶研修会の実施により、教職員の意識改革を図り、不祥事を根絶する。	外部講師による不祥事根絶研修会実施校数	39校 (H30)	58校
学校における個人情報の管理 (学務課)	「船橋市立学校における個人情報取り扱いの手引き」を更新し、最新の個人情報管理に対応する。また、不祥事根絶研修会を実施し、学校における個人情報の保護について教職員の意識改革を図る。	個人情報紛失、漏えい件数	0件 (H30)	0件

推進目標3 教員が子供に向き合う体制の整備

施策1 校務の見直し等による支援体制の整備

千葉県教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、行動計画を策定及び業務改善目標を定め、教職員が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換及び量的精選を図ります。

また、平成28年度(2016年度)に導入した校務支援システム⁴¹の運用面での改善を進めていきます。全ての教員に1台のコンピュータを整備することにより、一層円滑な情報共有及び校務の効率化を目指します。

これらの取組により、子供たちに向き合う時間を確保できるよう努めます。

なお、教職員の定年退職や教員志望者の減少、講師不足等により、各学校で欠員が生じていることから、千葉県教育委員会と連携して欠員の解消及び講師の確保に努めてまいります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
働き方改革の推進 (学務課)	働き方改革に係る推進体制を構築し、業務改善目標を定め、業務改善のPDCAサイクルを構築する。	業務改善目標の達成状況	—	80%以上
校務用コンピュータの整備・維持 (総合教育センター)	全ての教員がコンピュータを校務に活用できる環境を整備・維持する。	校務に活用できるコンピュータの教員1人当たりの台数	1台 (H30)	1台
校務支援システムの活用 (総合教育センター)	校務支援システムを活用し、更なる業務の軽減をはかる。	校務支援システムの代表的な機能の中で80%以上の教員が、業務が軽減できたと答えた機能の割合	25% (H30)	75%

41 校務支援システム：校務の情報化を推進するために、市内の小・中・特別支援学校に導入されたシステム。校務の情報化により、効率的な校務処理とその結果、生み出される教育活動の質の改善、教員のゆとりの確保を目的としている。

施策2 悩みを抱える教職員のための支援体制づくり

情報化や国際化、少子高齢化など、社会の状況が大きく変化している現代の社会環境は、人々の価値観や意識の変化を生み、保護者の学校教育に対する期待も大きくなる一方となっています。そのような中、教職員一人一人が子供や保護者との良好な信頼関係を築き、自信をもって対応できるように、関係機関と連携を取ることはとても重要なポイントとなります。そのためには、教職員が一人で悩み、問題を抱え込むことなく、気軽に相談できる支援体制を整える必要があります。

そこで、学校教育への要望や苦情等に対する支援の在り方について、先進都市等の事例や効果等を検証し、本市における教職員の支援体制を構築します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			教職員が気軽に相談できる窓口の充実 (指導課)	生徒指導や授業、学級経営等に関する様々な相談について、指導主事が適切に支援・援助を行う。

8.基本方針7 ニーズに応じた支援の充実を図ります

推進目標1 特別支援教育の推進

施策1 特別な支援を要する児童生徒への支援の充実

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく、インクルーシブ教育システム⁴²の理念が重要であり、その構築のため特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒は増加しています。そのような児童生徒が、適切な教育的支援を受けられることができるよう、就学相談や教育相談の充実、支援員や学校支援ボランティア等の配置、校内支援体制の整備等を通して、切れ目ない支援体制づくりを推進します。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
就学相談の充実 (総合教育センター)	特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、子育て支援部や療育施設等と連携を密に図り、早期から就学相談会を行うとともに、就学指導委員会を開催し、適切な就学を援助することにより、早期の相談体制の充実を図る。	就学相談アンケートにおける満足度	99% (H30)	100%
通級指導教室の充実 (総合教育センター)	特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援を行うため、専門的な教育の場の充実を図るために、通級指導教室 ⁴³ の増設を推進する。	設置校数 ①言語障害通級指導教室 ②発達障害通級指導教室 ③難聴通級指導教室	①5校 ②8校 ③－ (R1)	①6校 ②14校 ③1校

42 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

43 通級指導教室：通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導は在籍の学級で行いつつ、心身の障害に応じた特別の指導(通級による指導)を行う場。

基本方針7 ニーズに応じた支援の充実を図ります
 推進目標1 特別支援教育の推進

施策2 特別支援学校・学級の充実

特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しています。特別支援学校は、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するとともに、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、保育園、幼稚園等の就学前施設や小・中・高等学校、関係機関との連携を深め、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	
			現状	目標(R6)
特別支援学校 機能強化事業 (総合教育センター)	特別支援学校において、臨床心理士等の専門家の配置活用や研修等を実施し、教職員の専門性の向上を図る。また、教育相談、教職員の校内研修への講師派遣、小・中学校の特別支援教育コーディネーターとの連携等を推進し、本市における特別支援教育のセンター的機能の充実を図る。	配置数 ①臨床心理士 ②言語聴覚士	①3人 ②1人 (H30)	①3人 ②1人
特別支援学級の増設 (総合教育センター)	障害のある児童生徒数の推移や地域的なバランス等を検討し、特別支援学級の増設を推進する。	設置校数 ①知的障害 ②自閉症・情緒障害	①38校 ②14校 (R1)	①41校 ②24校

施策3 教職員の特別支援教育に関する指導力の向上

発達障害の児童生徒を含む、通常の学級に在籍する全ての児童生徒が、適切な教育的支援を受けることができるよう、各学校においては、全校体制による支援の充実が求められています。

また、共に学び、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を受けることができるよう、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習の推進に努める必要があります。

そのため、保護者や関係機関との連絡調整の窓口となる特別支援教育コーディネーターの力量の向上及び教職員の特別支援教育に関する指導力の向上を図っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			特別支援教育に関する研修の充実 (総合教育センター)	特別支援教育に関する指導力を有する教職員の育成のため、特別支援教育にかかわる実践的な研修の充実を図る。
教職員の育成 (総合教育センター)	特別支援教育の中心的な教職員を育成するため、巡回相談員・総合教育センター職員による学校訪問や、特別支援学校のセンター的機能を活用する。	巡回相談実施校数	81校 (H30)	全校

特別支援学校金堀校舎（中学・高等部）



特別支援学校高根台校舎（小学部）



推進目標2 不登校児童生徒への支援の充実

施策1 教育相談体制の整備・充実

全国的には、子供の数が過去最低となる中で不登校児童生徒の数は逆に増加しています。本市では、平成30年度(2018年度)の本市の不登校率は小学校で0.7%、中学校で3.45%であり、前年度と比較すると、小・中学校ともに微増ですが増加傾向にあります。今後も不登校児童生徒の数は増加すると予想され、本市でも喫緊の課題となります。

また、ここ数年、不登校児童生徒の低年齢化の兆しが見られること、要因や背景が複雑であることも継続的な課題となります。

令和元年度(2019年度)に文部科学省から出された通知では、「不登校児童生徒への支援は『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」とされています。こうした状況もふまえて、不登校児童生徒への支援のため、総合教育センター、青少年センターをはじめ、各機関の特性を生かした効果的な支援・指導のできる体制の充実を図ります。また、児童生徒の悩みや問題の解決に向けて社会福祉の専門的な知識、技術を有するスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。更に、精神疾患や発達障害の疑いのある児童生徒への支援を行うために、相談員の資質の向上及び医療機関等の関係機関と連携を強化した相談体制の充実を図ります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
教育相談の充実 (総合教育センター・青少年センター)	いじめや不登校等、子供の教育に関する内容等について、保護者や教職員等から相談を受ける。更に、医療機関や福祉等の相談機関とのネットワークづくりを推進する。また、青少年センターでは、小学校就学時から19歳までの相談を受ける。	教育相談体制の肯定的評価が80%以上の学校の割合	75% (H30)	80%

施策2 適応指導教室等の充実

発達障害に伴う二次的な問題⁴⁴をはじめ、通所児童生徒の抱えている問題が多様化している現状があります。この状況を踏まえ、児童生徒への専門的で、きめ細やかな支援を実施することが課題となります。

市在住の不登校児童生徒を対象に、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資することを基本として活動しています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
適応指導教室 「ひまわり」の 充実 (総合教育センター)	不登校児童生徒の社会的自立に資するため、相談、学習支援、小集団活動、体験活動等を実施し、適応指導教室「ひまわり」の運営の充実を図る。	市内不登校児童生徒のうち、適応指導教室へ通室した児童生徒の割合	7.1% (H30)	10%

適応指導教室「ひまわり」



44 発達障害に伴う二次的な問題：発達障害(一次障害)に伴う二次的な問題として、学習困難・不登校・いじめ・問題行動・対人関係の困難さ等がある。

推進目標3 帰国・外国人児童生徒への支援の充実

施策1 帰国・外国人児童生徒への適応指導及び日本語指導の充実

年々、外国人児童生徒の就学は増加傾向にあり、その児童生徒の国籍や母語も多様化しています。

今後、編入する外国人児童生徒の国籍や言語の多様化、一人一人の日本語能力や学習意欲に応じた個別指導の工夫、日本語指導の初期指導終了の基準づくりが課題です。

日本語指導が必要な児童生徒については、教育委員会で雇用している日本語指導員と船橋市国際交流協会からの日本語指導協力員を該当校へ派遣して、日本語指導の支援を行っています。

また、平成19年度(2007年度)から高根台中学校に通級学級(ワールドルーム)を設置し、日本語指導を行っています。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			帰国・外国人児童生徒に対する支援 (指導課)	帰国・外国人児童生徒の就学に伴い、日本語指導を必要とする児童生徒について日本語指導員・日本語指導協力員を派遣し、適応指導、日本語指導を実施する。



ワールドルーム(高根台中学校)

ワールドルームってなあに？

船橋市では、日本語がわからなくて日常・学校生活に不便さを感じている帰国・外国人の小・中学生が通う教室「ワールドルーム」を高根台中学校の中に開設しています。

(水曜日は小学生が保護者と一緒に、金曜日は中学生が勉強しに来てます)

ワールドルームでは、中国語、ベトナム語、マレー語、タガログ語等、様々な母語を持つ小・中学生が集まり、日本語指導の先生や学校の先生と一緒に、それぞれのニーズに合わせて初歩的な日本語(挨拶、ひらがな、カタカナ等)の学習をしたり、教科の学習をするときに必要な日本語を学習したりします。

また、母国との文化の違いに戸惑うこともたくさんあるので、年中行事(正月、おせち、七草がゆ、鏡開き、節分、ひな祭り、端午の節句、七夕)等を通して日本の文化を知る機会も作っています。




推進目標4 保護者の経済的負担軽減策の実施

施策1 就学援助制度等の実施

就学援助制度とは、経済的理由により就学が困難な児童又は生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を進めるものです。学校と密に連携し、所要の援助を行い、困窮により学校への通学ができない児童生徒が生じることのないよう、援助を実施していきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
就学援助 (学務課)	経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を進める。	制度周知に向けた 広報機会の数	6 媒体 9 機会 (H30)	7 媒体 10 機会

9.基本方針 8 質の高い教育環境を整備します

推進目標 1 安全・安心・快適な施設づくりの推進

施策 1 学校の老朽化対策等の推進

市立小・中・特別支援・高等学校の施設は、老朽化が進んでおり、安全面や機能面において、改善を図ることが喫緊の課題です。

教育施策についての P T A アンケートにおいても、「外壁やトイレなど、老朽化した学校施設や設備の改修」に力を入れるべきとの回答が 36.2%と 4 番目に多くなっており(55 頁のグラフ参照)、保護者の関心も高いことがわかります。

船橋市公共建築物保全計画⁴⁵に基づき、事業費や運営費のコスト縮減、教育的効果等の観点から、学校の老朽化対策等を効果的・効率的に進めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標 (R6)
耐震化(非構造部材) (施設課)	市立小・中・特別支援学校における体育館等の天井材・照明器具等の非構造部材の落下防止対策を実施する。	非構造部材の落下防止対策率	76% (R1)	100%
外壁・屋上防水工事 (施設課)	船橋市公共建築物保全計画に基づき、市立小・中・特別支援学校における外壁・屋上防水等の大規模な改修を実施することにより、施設の安全性を確保するとともに、長寿命化を図る。	外壁・屋上の防水改修率	85% (R1)	100%

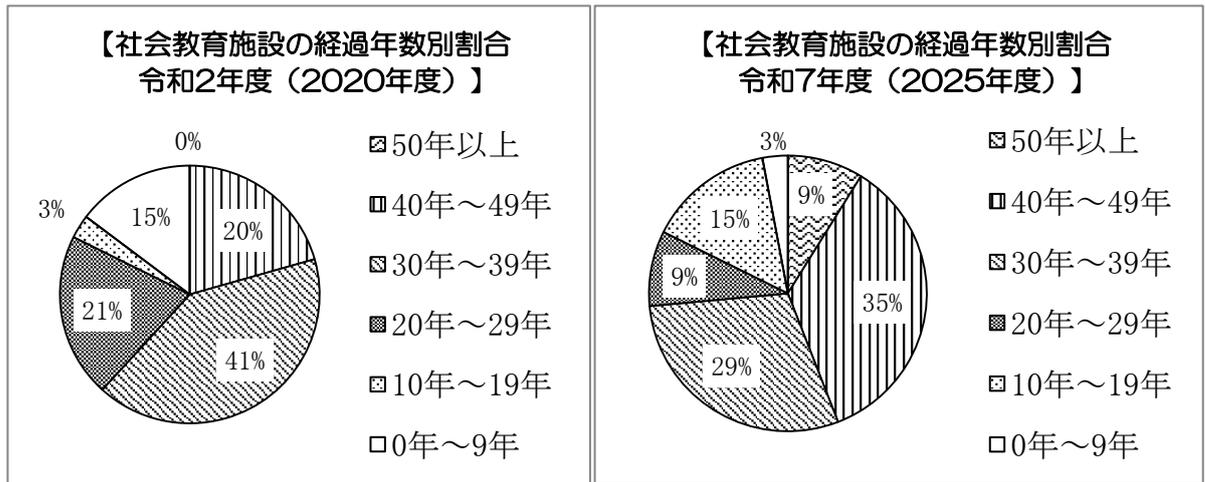


ランチルーム(若松中学校)

45 船橋市公共建築物保全計画：市有建築物について、限られた財源の中で市民生活や事業活動における安全性及び利便性を確保し、建築物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を図ることを目的とした計画。

施策 2 社会教育施設の老朽化対策等の推進

社会教育施設は、老朽化が進んでおり、令和 2 年度（2020 年度）には築 30 年を経過する施設が約 60%になります。施設の安全性、機能性及び経済性を確保し、長寿命化を図るため、船橋市公共建築物保全計画に基づき、計画的に修繕、改修等を行います。また、天井材等の非構造部材について、改修等を行い、安全・安心な環境づくりを目指します。



※「令和元年度版船橋市公共建築物保全計画（別冊）」掲載データより作成

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
社会教育施設の老朽化対策等の推進 (社会教育課)	船橋市公共建築物保全計画に基づき、建築物の安全性、利便性及び経済性を確保し、建築物の長寿命化を図るため修繕、改修等を行う。	船橋市公共建築物保全計画に基づき令和 2 年度（2020 年度）以降に行う修繕・改修工事の実施率	—	100%

推進目標 2 安全を確保する体制づくり

施策 1 安全体制の確立

児童生徒の事故防止及び救急体制確立のために、学校安全対策委員会を設置しています。更に、関係機関等と連携を図り、小・中学校で交通安全教室を実施し、児童生徒の安全対策に努めています。また、各学校では学校安全点検簿に基づき安全点検を実施しています。

今後、各学校の実情に合わせた学校安全計画に基づき、生活安全、交通安全、災害安全の三つの領域の充実を図ることにより、児童生徒の事故の減少に向け、学校と密接な連携を行い、更なる安全体制の確立を図っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標 (R6)
船橋市学校安全対策委員会の運営 (保健体育課)	市立小・中・特別支援・高等学校における児童生徒の事故防止及び救急体制を確立することを目的に、学校安全対策委員会を開催する。	実施率(年2回)	100% (H30)	100%
自助・共助をはぐくむ防災教育の推進 (保健体育課)	災害時に大きな力となる自助・共助をはぐくむ防災教育を推進する。	各学校で作成している「震災時対応マニュアル」に基づく防災訓練や立地等に応じた防災訓練の実施率	①防災訓練実施率100% ②津波防災訓練実施率71% (H30)	①100% ②100%
学校安全主任研修会の実施 (保健体育課)	児童生徒の安全確保及び安全管理の一層の徹底を図るために、学校安全主任研修会を開催し、毎年学校安全計画の見直し、毎月安全点検を行うよう指導し、学校における安全対策を推進する。(年1回)	学校安全計画の見直しを行った学校数	43校 (H30)	83校

施策 2 防犯体制の整備

小・中学校等から提供のあった不審者情報の内容を確認し、FAX配信により近隣校又は全校及び関係課へ情報を提供しています。

児童の安全対策の一助として、就学時健診時に防犯ブザーと保護者への案内を配付し、家庭における防犯教育を促しています。

また、教育用冊子「ふなっこのぼうはん」を活用し、防犯教育の推進を図り、標語の「イカのおすし」⁴⁶を用いて、犯罪被害に遭わないための行動や犯罪被害が発生した場合の行動を指導しています。

今後は、警察等の関係機関や、市民関係団体等で構成された船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会、小・中学校の学区で巡回指導をしている船橋市スクールガード・リーダーを通じ、スクールガード等、地域と連携した防犯体制の更なる整備、強化を図っていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標		
		現状	目標(R6)	
船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会の運営 (保健体育課)	事業結果及び事業報告を行い、関係機関及び関係各課と情報の共有を図り、防犯対策について連携を図るために、船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会を開催する。	参加率	88% (H30)	100%
船橋市スクールガード・リーダーによる巡回指導 (保健体育課)	通学路等の巡回指導を行い、スクールガード連絡調整会議 ⁴⁷ を通じて、学校、保護者、スクールガード等と共通認識を図る。	連絡調整会議の実施回数	119回 (H30)	162回 (各校3回)

46 イカのおすし：「イカ」…知らない人について「イカ」ない。「の」…知らない人の車に「の」らない。「お」…「お」おきな声を出す。「す」…「す」ぐ逃げる。「し」…家の人に「し」らせる。

47 スクールガード連絡調整会議：スクールガード等地域ボランティアや保護者やスクールガード・リーダーと学校が連携し、より効果的な防犯活動を推進するために各小学校が定期的開催する会議。

推進目標 3 充実した教育環境の整備

施策 1 情報活用能力を高める教育環境の充実

文部科学省からの通知が示す学校における ICT⁴⁸環境の整備方針に基づき、市立小・中・特別支援・高等学校の ICT 機器の整備が進んでいます。今後はその整備目標に到達できるように機器の整備の推進を図るとともに、機器を効果的に活用するために、教員の研修や児童生徒の情報活用能力を向上させていくことが課題です。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標 (R6)
情報教育に関する指導・支援 (総合教育センター・指導課)	ICT 環境の整備を進めるとともに、教科における ICT 活用の一層の充実を図る等、教員の指導力や児童生徒の情報活用能力を育成する。	「学校における教育の情報化の実態に関する調査（文部科学省）」で「できる」教員の割合 ①授業中に ICT を活用して指導する能力 ②児童生徒の ICT 活用を指導する能力	①71% ②58% (H30)	①80% ②67%
情報教育に関する研究 (総合教育センター)	国や県の情報教育に関する教育動向を踏まえ、教員の ICT 活用能力の育成を図るとともに、社会の変化に対応した課題を解決するための研究実践を行い、その研究成果を普及する。	研究校の授業研究会の実施回数	年3回以上 (H30)	年3回以上

48 ICT: Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術のこと。

施策 2 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進

就学前後の円滑な接続を推進するため、幼稚園・保育所等及び小学校の教職員による合同研修会を実施し、幼稚園の教育の現代的動向や保幼小接続の在り方についての研修（管理職・一般職）を行っています。また、各小学校から提出される取組についての報告書を活用し、現状把握を行っています。

「子ども・子育て支援新制度⁴⁹」を踏まえ、地域の子育て支援の充実を図るために、更なる幼児期から小学校教育への円滑な接続が課題であり、関係各課及び近隣他市の状況把握に努めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標(R6)
幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進 (総合教育センター)	幼稚園、保育所等及び小学校の職員による合同研修会において、発達や学びの連続性を踏まえた研修方法と研修内容の充実を図る。市内小学校を対象に幼稚園、保育所等との連携の現状把握について調査研究を行う。	研修会参加率	78% (H30)	80%

交流活動の様子

幼児期の教育と小学校教育の
円滑な接続の在り方研究協力者会議



49 子ども・子育て支援新制度：平成 24 年(2012 年)8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいう。

施策 3 学校規模・学校配置の適正化

市内の各地域における人口動向に伴う児童生徒数の増減により、市内には大規模校や小規模校など、規模の違う学校が併存しています。

義務教育段階である小・中学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨^{せつさたくま}することを通じて、一人一人の思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要です。学校の著しい大規模化や小規模化は、学習指導面だけでなく、学校運営面においても、より多くの課題を生じさせる恐れがあることから、学校規模及び学校配置の適正化を進めることは重要な課題です。

これらのことから、「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)に基づき、地域や保護者の意見を伺いながら、学校規模及び学校配置の適正化に向けて計画的に対応策を講じていきます。なお、検討に当たっては、各学校・各地域の状況等に留意し、「船橋市公共施設等総合管理計画」との整合を図るものとします。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標 (R6)
			学校の適正規模・適正配置 (教育総務課)	「基本方針」において、対応策の検討が必要とされる各学校の規模及び配置の適正化に向けた取組を進める。

(仮称)船橋市立塚田第二小学校 完成予想図



推進目標 4 新しい学校体制づくりの推進

施策 1 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

市立の小・中・高等学校では、教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図っています。

また、自己評価のほか、学校関係者評価を実施し、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めています。

学校評価の結果に応じ、各学校や市が、課題について改善や支援に生かすための、より有効な評価の在り方について研究を進めています。

また、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向けた研究を進めていきます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			学校評価の推進と活用 (指導課)	学校評価結果に基づいて、学校運営の改善を図り、家庭・地域の連携協力による「より開かれた学校づくり」に取り組み、学校の活力を一層高める。

施策 2 小中連携・一貫教育の推進

本市は施設分離型の小中連携・一貫教育研究に取り組んでいます。

これまでの研究成果としては、中一ギャップ⁵⁰の緩和や、小・中学校間で定めた共通の「わかる授業」の実施による学力の向上等が挙げられます。

今後も、これまでの研究成果や地域や子供の実態を踏まえた9年間の教育課程の編成や系統的な教育を実践するために、研究推進校を指定し、より望ましい小中連携・一貫教育の研究に取り組めます。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	現状	目標(R6)
			小中連携教育に関わる研究推進校の指定 (指導課)	研究指定校を指定し、小中連携教育の研究を進め、その成果を普及する。

50 中一ギャップ：中学校への進学に当たり、学習内容や人間関係の変化によって、中学校生活になじめなかったり、不適応や不登校などの問題が生じたりする現象。

施策 3 市立船橋高等学校の充実

市立船橋高等学校においては、平成 22 年度（2010 年度）に「市立船橋高等学校在り方検討会」を設置し、平成 29 年度（2017 年度）より教育改革として、単位制の導入・国際教養コースの新設・普通科の通学区域の拡大等を実施してまいりました。今後は、これらの教育改革の評価を実施し、結果を踏まえて更なる教育の充実を図り、魅力ある学校となるよう努めてまいります。

【主な事務事業及び成果指標】

事務事業名 (所管)	事務事業概要	成果指標	成果指標	
			現状	目標 (R6)
高大連携教育 の更なる推進 (市立船橋)	本校独自の課題探求学の授業を協定している大学で受けた講義を本校の単位として認定し、学ぶ意欲を高め学力向上を推進する。(協定締結大学 4 校)	単位認定を受けた生徒数	—	80 人

參考資料

① 船橋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

船橋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画である船橋市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定し、又は改定するため、船橋市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び改定に関し、教育委員会からの諮問に応じて審議し、及び答申すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、策定委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市PTA関係者
- (2) 青少年健全育成関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 自治会等関係者
- (7) 市民公募による者
- (8) その他教育長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 策定委員会は、所期の目的を達成したとき、又は教育委員会が指示したときは、解散する。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開等)

第8条 策定委員会の会議は、公開とする。

2 前条の規定にかかわらず、委員長は、策定委員会の議事が船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号)第26条各号のいずれかに該当する場合は、会議の非公開を決定することができる。ただし、第1回目の会議開催前等で附属機関等において決定することができないときは、管理部教育総務課長が会議の非公開を決定することができる。

(傍聴の手続)

第9条 策定委員会の会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴券(別記様式)の交付を受け、職員の指示に従い指定の傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から10分前までとする。

3 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、この限りでない。

4 傍聴の申込者の数が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって委員長が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。

6 傍聴人は、退場する際に傍聴券を職員に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が特に傍聴することを不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第11条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

(4) 飲食、喫煙等をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の制限)

第12条 傍聴人は、写真を撮影し、又は録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人が前2条の規定に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、委員長が第8条第2項に規定する会議の非公開を決定し、又は前条の規定により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(専門部会)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成及び人数は策定委員会で決定し、部会員は委員長が指名する。

3 前2項に掲げるもののほか専門部会に必要な事項は、委員長が別に定める。

(災害補償)

第16条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(庶務)

第17条 策定委員会の庶務は、管理部教育総務課において処理する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

(表)

番号 _____

傍聴券

- ◇ 本券は、交付当日限り有効とする。
- ◇ 傍聴を終え退場する際に本券を職員へ返還すること。
- ◇ 写真を撮影し、又は録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得ること。
- ◇ 裏面の遵守事項を守ること。

策定委員会

(裏)

傍聴人の遵守事項

1. みだりに傍聴席を離れないこと。
2. 私語、談話、拍手等をしないこと。
3. 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
4. 飲食、喫煙等をしないこと。
5. 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。
6. 傍聴される方は、職員の指示に従って下さい。

② 船橋市教育振興基本計画策定庁内プロジェクト委員会設置要綱

船橋市教育振興基本計画策定庁内プロジェクト委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、船橋市教育振興基本計画策定庁内プロジェクト委員会（以下「庁内プロジェクト委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 庁内プロジェクト委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 船橋市の教育施策の現状分析に関すること。
- (2) 計画の基本方針及び施策の体系に関すること。
- (3) 計画の原案作成と全体調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員は、次の表に掲げる各所属の課長補佐等の職にある者をもって充てる。

管理部	教育総務課 施設課
学校教育部	学務課 指導課 保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室 総合教育センター 教育支援室 市立高等学校
生涯学習部	社会教育課 文化課 青少年課 生涯スポーツ課 中央公民館 西図書館 市民文化ホール 郷土資料館 青少年センター

(任期)

第4条 庁内プロジェクト委員会は、計画が策定されたときは解散する。

(委員長)

第5条 庁内プロジェクト委員会に委員長を置き、管理部教育総務課課長補佐をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、庁内プロジェクト委員会の会議を招集し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(意見等の聴取)

第6条 庁内プロジェクト委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 庁内プロジェクト委員会は、第2条に規定する事項について詳細な検討をするため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名し、又は委員が推薦する職員をもって組織する。
- 3 作業部会は、庁内プロジェクト委員会の指示に従い、計画に関する資料の収集や調査研究を行い、その結果を庁内プロジェクト委員会に報告する。
- 4 第6条の規定は、作業部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 庁内プロジェクト委員会の庶務は、管理部教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内プロジェクト委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

③ 船橋市教育振興基本計画策定委員会委員

氏名	所属等	委員区分
草野 滋之 (委員長)	千葉工業大学 教授、 船橋市社会教育委員 委員長	学識経験者
宮下 博 (副委員長)	P T A連合会 相談役	市 P T A関係者
岩橋 泉	船橋市青少年相談員連絡協議会 副会長	青少年健全育成関係者
渡邊 千代美	船橋市スポーツ推進委員協議会 監事	社会教育関係者
村田 佐江子	船橋市自治会連合協議会 常任理事	自治会等関係者
齊藤 幸四郎	市民公募委員	市民公募による者
中野 誠	船橋市立習志野台第二小学校 校長	学校教育関係者
花村 明広	船橋市立御滝中学校 校長	学校教育関係者
木下 圭子	船橋市立高郷小学校 主幹教諭	学校教育関係者
田久保 利郎	船橋市立法典小学校 教頭	学校教育関係者
牧野 英司	船橋市立船橋特別支援学校 校長	学校教育関係者
石渡 靖之	船橋市立船橋高等学校 校長	学校教育関係者

④ 船橋市教育振興基本計画策定庁内プロジェクト委員会委員

氏名	所属等
河上 俊和	管理部 教育総務課 課長補佐
間中 謙悟	管理部 施設課 課長補佐
日高 祐一郎	学校教育部 学務課 課長補佐
渡部 昭彦	学校教育部 指導課 課長補佐
高橋 和宏	学校教育部 保健体育課 課長補佐
中崎 智樹	学校教育部 保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室長
長尾 常史	学校教育部 総合教育センター 副所長
兼坂 尚貴	学校教育部 総合教育センター 教育支援室長
三山 浩高	船橋市立船橋高等学校 事務長
鈴木 靖弘	生涯学習部 社会教育課 課長補佐
松田 修	生涯学習部 文化課 課長補佐
木村 一成	生涯学習部 青少年課 課長補佐
宇都宮 平太	生涯学習部 生涯スポーツ課 課長補佐
関根 努	生涯学習部 中央公民館 館長補佐
柴山 和香子	生涯学習部 西図書館 館長補佐
石井 信生	生涯学習部 市民文化ホール 館長補佐
栗原 薫子	生涯学習部 郷土資料館 館長補佐
春日 淳	生涯学習部 青少年センター 所長補佐

⑤ 審議経過

回	開催年月日	内容
1	平成30年(2018年) 8月23日	第1回船橋市教育振興基本計画策定委員会 ・委嘱状・辞令の交付
2	平成30年(2018年) 10月29日	第2回船橋市教育振興基本計画策定委員会 ・2つの教育目標、8つの基本方針の決定 ・専門部会による計画書原案の審議
3	平成30年(2018年) 11月5日	第3回船橋市教育振興基本計画策定委員会 ・専門部会による計画書原案の審議
4	平成31年(2019年) 1月29日	第4回船橋市教育振興基本計画策定委員会 ・全体会による計画書原案の審議
5	令和元年(2019年) 5月8日	第5回船橋市教育振興基本計画策定委員会 ・全体会による計画書原案の審議 ・計画の名称を決定

6	令和元年(2019年) 7月8日	第6回船橋市教育振興基本計画策定委員会 ・答申書と計画書素案を教育委員会に提出	
---	---------------------	--	---

専門部会構成表

第1専門部会		第2専門部会		第3専門部会	
基本方針1 基本方針2		基本方針3 基本方針4 基本方針5		基本方針6 基本方針7 基本方針8	
船橋市社会教育委員	草野 滋之	船橋市PTA連合会	宮下 博	船橋市立船橋特別支援学校	牧野 英司
船橋市自治会連合協議会	村田 佐江子	船橋市立習志野台第二小学校	中野 誠	船橋市立御滝中学校	花村 明広
船橋市青少年相談員連絡協議会	岩橋 泉	船橋市立船橋高等学校	石渡 靖之	船橋市立高郷小学校	木下 圭子
船橋市スポーツ推進委員協議会	渡邊 千代美	船橋市立芝山中学校	田久保 利郎	学務課	日高 祐一郎
市民公募委員	齊藤 幸四郎	教育総務課	河上 俊和	児童・生徒防犯安全対策室	中崎 智樹
社会教育課	鈴木 靖弘	指導課	渡部 昭彦	教育支援室	兼坂 尚貴
文化課	松田 修	保健体育課	高橋 和宏	青少年センター	春日 淳
青少年課	木村 一成	総合教育センター	長尾 常史	施設課	間中 謙悟
生涯スポーツ課	宇都宮 平太	市立高等学校	三山 浩高		
中央公民館	関根 努				
西図書館	柴山 和香子				
市民文化ホール館長補佐	石井 信生				
郷土資料館長補佐	栗原 薫子				

船橋市教育委員会

教育長	松本	文化
委員	鎌田	元弘
委員	佐藤	秀樹
委員	鳥海	正明
委員	小島	千鶴

船橋の教育 2020

— 船橋市教育振興基本計画 —

令和 2 年 (2020 年) 3 月

発	行	船橋市教育委員会	
編	集	管理部教育総務課	
電	話	047-436-2802	
F	A	X	047-436-2808
〒	273-8501	船橋市湊町	2-10-25



船橋市紋章